

子ども・子育て会議（第9回）、
子ども・子育て会議基準検討部会（第10回）合同会議
議 事 次 第

日 時 平成25年12月16日（月）13：00～16：00

場 所 中央合同庁舎第4号館2階第220会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 保育の必要性の認定について
- (2) 公定価格について
- (3) 放課後児童クラブについて（報告）
- (4) その他

[配付資料]

資料1	保育の必要性の認定について
資料2-1	公定価格について（個別論点を中心に）
資料2-2	利用者負担について
資料3	放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書（案）
資料4-1	地方版子ども・子育て会議の設置状況について
資料4-2	ニーズ調査の実施状況について
参考資料1	次世代育成支援対策推進法の概要
参考資料2	今後の次世代育成支援対策推進法について（報告）
参考資料3	委員提出資料

○長田参事官 定刻となりましたが、無藤会長がまだおみえでないようでございますので、恐縮でございますが、事務局のほうで当座の進行をさせていただければと思います。

「第9回子ども・子育て会議、第10回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議」ということで開催をさせていただければと思います。

お忙しいところお集まりをいただきまして、また、急な日程設定でございましたが、大変ありがとうございます。

まず、本日の委員の出欠の状況でございますけれども、大日向委員、小室委員、佐藤博樹委員におかれましては、本日所用により御欠席でございます。

また、荒木委員、内田委員、奥山委員、尾崎委員、清原委員、駒崎委員、鈴木委員、北條委員におかれましては、本日所用により御欠席でございますが、代理といたしまして、それぞれ全国国公立幼稚園長会副会長の保戸田様、秦野市教育委員会教育総務課長の山口様、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事の松田様、高知県東京事務所長の味元様、三鷹市子ども政策部長の竹内様、NPO法人全国小規模保育協議会理事の友澤様、NPO法人家庭的保育全国連絡協議会副理事長の水嶋様、全日本私立幼稚園連合会政策委員長の坪井様に御出席をいただいております。

また、本日、古渡委員が若干遅れてみえられるということでお聞きをしております。

以上でございます、本日33名中22名の委員に御出席予定ということでございまして、定足数でございます過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

また、先日の12月11日開催の子ども・子育て会議基準検討部会におきまして、最後の議題でございました確認制度の関係、それから地域子ども・子育て支援事業の関係で幾つか質問を頂戴いたしまして、最後に部会長のほうから次の会議の場で適宜お答えをということでございましたが、本日の会議の議題と先般の議題が異なっているということもございまして、若干混乱もあろうかということで部会長と改めて御相談をいたしました結果、26日の会議の際に適宜対応させていただければということで部会長のお許しをいただきました。そのような形で取り計らいをさせていただければと思いますので、御了解のほどお願いをいたします。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

本日は、まず初めに、議題1の「保育の必要性の認定」につきまして80分程度の説明、御議論。

続きまして、「公定価格」につきまして85分程度の御議論をお願いできればと思っております。

続きまして「放課後児童クラブ」、またはその他の報告事項が何点かございますので、それらにつきまして15分程度で報告をさせていただければと思っております。

なお、「保育の必要性の認定」につきましては年内に一定の取りまとめも図ってまいりたいと考えてございます。今回残された論点について、できる限り意見集約を図れたらと考えてございますので、御協力のほどお願いをできればと思います。

それでは、まず「保育の必要性の認定」につきまして事務局から説明をさせていただきます。

○橋本保育課長 それでは、資料1をご覧くださいと思います。

保育認定の関係につきまして、これまで保育認定の事由につきましていろいろ御議論をいただきまして大方、整理がついてきた中身が14ページのところにございますが、前回、11月25日の会議におきまして、その次の問題であります区分、あるいは保育必要量といった点につきまして案をお出しさせていただきました。

その中で、振り返ってみますと、いわゆる保育標準時間認定と保育短時間認定という2区分を設けるわけでございますけれども、それにつきまして週30時間程度の就労時間というところを境目にいたしまして、それよりも長い時間の方々について標準時間認定、そしてそれより短い方について短時間認定ということにする。

その上で、標準時間認定と短時間認定につきましては18ページのところにございますけれども、標準時間認定の場合には原則的な保育時間の黄色い部分と赤い部分を足しました11時間の開所時間のところを利用可能な時間帯ということで認定をする。そして、また短時間認定につきましては8時間を利用可能な時間帯として認定する。こういった考え方をお示したところでございます。また、この保育認定をするに当たりましての下限となる時間につきましては、月当たり48時間程度ということで案を示させていただいたところでございます。

これらにつきまして、いろいろと御意見、御議論などをいただきました。今回、全国的な状況の調査などもいたしまして、その結果を踏まえて改めて案をお出しさせていただいております。

先ほど見ていただきました、標準時間認定と短時間認定の区切りのラインのところにつきましては前回と同様でございます。20ページをご覧くださいますと、標準時間と短時間の比較イメージというところでございます。前回、ラインの引き方が未満とか、以下とか、以上とか、そういったところでちょっと違っておりましたが、212時間、あるいは212時間以下といったところで区分をするものでございます。こういったことを区分することによりまして利用者負担の面、それから保育の受けやすさという面、2つの面におきましてメリットが考えられます。利用者負担の面につきましては※印にございますように、全体としまして今日、この後の議題にもございますが、公定価格や利用者負担の議論の中でこういった全体としての整合性の確保といったことも併せて検討する必要がございますけれども、その上でということでございます。

今回は、この保育認定をするに当たりまして下限の時間のところにつきまして改めてお示しをさせていただきましたので、33ページから34ページをお開きいただきたいと思えます。前回いただきました御意見を33ページのところに書き足したわけでございますが、34ページのところに「総合的かつ効率的な給付・事業の提供について」ということで、市町村計画を立てていただく際の基本になる考え方なり、あるいはこういった保育の時間認定

につきましての時間を定めることの意味なりといったことを改めて書かせていただいております。

最初の○でございますが、市区町村におきましてはそれぞれの環境に応じて、保護者の選択に基づいて、多様な施設・事業者から良質、適切な教育・保育を総合的に提供する体制の確保をするということが求められておりますし、また、そのために市区町村におきましては共働き家庭など、そういう保育認定の対象になり得る候補者につきましても、現在の利用状況とか、あるいはニーズの実情など、就労実態なども踏まえまして、保育所や認定こども園、小規模保育のみならず、多様な提供手段を用意して対応していくということを検討するという事になってまいろうかと思っております。

例えばということで、その次に2つポツを掲げておりますが、幼稚園等につきましての教育標準時間認定に係る給付に一時預かり事業を組み合わせたとか、あるいは一時預かり事業で対応するとか、さまざまな形態が想定されるかと思っております。

短時間認定を行う際に当たりましての下限の設定ということになりますと、保育所なり認定こども園の保育認定部分なり、あるいは地域型保育事業を利用することが可能なお子さんの範囲を定めるという意味合いになってまいります。したがって、上に書きましてのように、共働き家庭など保育認定の対象たり得る保護者全てがこれらを利用するという事とは限りません。したがって、市区町村におきましては子ども・子育て支援事業計画の策定に当たりまして、必要となる量の見込みを立てるに当たりまして、こういった要素を見込みながら設定していただくということになるかと思っております。

その下の「参考」ということで、以前にもお示しをいたしました、働いている時間数によりまして幼稚園を利用されている方もいるし、保育所を利用されている方もいらっしゃるという状況でございます。それぞれ参考資料などもつけておりますので、適宜ご覧いただきたいと思っております。

それでは、35ページのほうにいきまして「検討に当たっての視点」でございます。先ほど申したことの繰り返しにもなりますが、保護者の就労実態等を踏まえて子どもの健やかな成長を保障して、子どもの最善の利益を確保するという事で必要な水準を定めていくということになります。

まず第1の視点といたしまして、保護者の就労実態との兼ね合いでございます。以前から就労実態についてはいろいろ数字を示しておりますけれども、最初の○は若干赤で書き足しましたように、週当たり3日ということで働いている方が1日当たり4時間以上のケースが全体で8%存在しているとか、そういった多様な実態にあるということ。

それから、3つ目の○で書き足しましたが、近年非正規雇用化ということが進んでおります。そういったことで、若い世代の方々におきまして女性を中心に非正規の職員が約3割程度を占めるということ。あるいは、200日未満の就労の場合、1週間の就業時間が15時間未満という方々が2割程度存在するといった実態。それから、パートタイムの就労形態ということで少しデータを見たものでございます。

これは、前回、宮下委員のほうから御指摘をいただきましたことも踏まえまして数字を見たものでございまして、48ページと49ページのところをお開きいただきたいと思います。48ページのところに「参考9」ということで「女性（パート勤務者）の平日における就労時間帯について」ということでグラフを書いております。この青い折れ線グラフになっておりますところが、その時間帯のところで働いていらっしゃるという状態を示すものでございまして、この絵で見ていただきますと、赤く輪で塗ってある部分でございまして、大体7時台から10時台ぐらいまでの間に仕事が始まって、それでお昼があり、そして14時台ぐらいから17時台ぐらいにかけて順次終了していくという傾向が見られるかと思っております。

それから、その次の49ページのほうをご覧くださいと思いますが、今度は「参考10」で「出勤と帰宅の時間帯（女性）について」ということで、女性の出勤と帰宅の時間帯を書いたものでございます。

まず、出勤の時間のほうで見ていただきますと、例えば週15時間未満というパートタイムの方々の状況で見ますと、出勤時間については7時台ぐらいから10時台ぐらいにかけてのところで広がっている。それから、帰宅時間について見ると、12時台ぐらいから18時台ぐらいのところに広がっているというふうな実態が見られるかと思っております。

それから、週15時間未満の方々も含めまして、週35時間未満ぐらいのパートの就労の方々では18時台ぐらいまでに帰宅する方の割合が約7割を占めているという状況かと思っております。

元にお戻りいただきまして、36ページのところでございます。次の視点といたしまして、現行の各市区町村での就労時間の下限につきましての運用状況の実態でございまして、こちらにつきましては、まず40ページをお開きいただきたいと思います。「参考7-1」といたしまして、「就労時間の下限について」ということで全国調査をいたしました。その結果でございまして。

これをご覧くださいまして、就労時間に係る下限でございまして、下限について特段の定めがないという市区町村が青い字で塗ってございまして、これが670か所ということで最も多く、約4割を占めております。それから、就労時間の下限を設けている各市区町村のほうの状況でございまして。

設定に当たって幅が見られるところでございますけれども、全体としての状況がどんなふうになっているかということで見てみますと、42ページを開いていただきたいと思います。下限を設けていない市区町村を含めまして市区町村数全体の分布を見ますと、1か月当たりで48時間というところで設定している市区町村が全体を100%と見たときに50%のラインのところにくるということでございまして、ここが中間点ということになってまいります。

それから、その次の43ページをご覧くださいまして、今度は市区町村数のベースでなくて0歳から5歳の人口割合の分布ということで見たものでございまして。これで見ますと、下限なしのほうから順次積み上げていきまして、60時間から64時間あたりのところで輪になってございまして、この64時間というところで設定している市区町村が全体の中間

点になるという状況でございます。また、下限を設けている市区町村全体の数の中で見ますと、1か月64時間で設定しているという市区町村の数が最も多くなっております。

それから、46ページのほうを見ていただきますと、これは前回、既に見ていただいているものでございますが、特別区などの都市部におきまして1か月48時間で設定しているという場合が最も多くなっております。こういったところでは、この週16時間に満たない層のところでは現に保育所を利用している方も見込まれるところでございます。

一方で、指定都市や中核市におきましては1か月当たり64時間で設定している場合が多くなっております。こういった状況を見ますと、都市部をとってみましても現在の設定時間は地域によって多様性があるということがおわかりいただけるかと思っております。

それからまた、下限の定めがない市区町村ですとか、あるいは今回設定する下限時間を下回る下限を設けている市区町村におきまして、地域によっては保育認定の範囲が現在よりも狭まるというところに留意が必要でございまして、これにつきましては後ほどの論点といたしまして経過措置なども考えていく必要があるかと思っております。

以上を踏まえまして、37ページのところで「対応方針（案）」ということでございますが、この下限の設定についての考え方といたしまして、保護者の就労実態等を踏まえて、適切な保育の利用を通じて子どもの健やかな成長を保障し、ひいては子どもの最善の利益を確保していく上で必要な水準を定めるということ。それから、保育認定に当たりまして、全国的な公平の確保という観点からは極力収れん、一本化していくということが必要だということでありまして。

その際には、資料の14ページにも書いてございますが、一時預かり事業で対応可能な短時間の就労は除きまして、フルタイムのほかパートタイムなど全ての就労形態に対応していくということを基本とする。その上で、保育短時間の認定に当たりまして、長期のパートタイムの形態で働いているケースを中心に対象としますので、フルタイムよりも短いということを前提に一定の時間以上の就労について対象とする。

その際には、多様な就労形態に対応するという観点、あるいは各市区町村における実態を踏まえつつ、フルタイム就労の場合とのバランスを考慮して、具体的にはフルタイム就労者の場合ですと1週当たり就労日数、週5日としていることは一般的と考えられる。あるいは、1日当たりの就労時間で見ると7時間以上としている事業所は大半であることなどを踏まえまして、この半分以上が就労しているというところを一つの目安として設定してはどうかということでございます。

そこで、案1から案3まで書いてございます。

案1は、前回にもお出ししました1か月当たり48時間以上というところを基本としてはどうかという案でございます。

案2は、先ほどご覧いただきました全国実態の中で、64時間ということで運用しているところも全体の数としては多くなっております。また、人口ベースでの中間点という位置づけにもなっております。

案3といたしまして、大都市部においてもかなり多様な実態があるというところを踏まえまして、現行制度における実態を踏まえ、1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とするということを書かせていただいております。前回出しました案1に加えまして案2、あるいは案3といったものをつけ加えて出させていただいているところでございます。

続きまして、52ページに飛んでいただきたいと思っております。先ほど、案1、2、3という形でお出しをしたわけですが、現在の各市区町村の運用と必ずしも一致するものではございません。したがって、52ページに「対応方針（案）」とございますが、現行の取り扱いの下限の中で案1の48時間以上、案2の64時間以上、案3の48から64時間以上、これ以外に設定している市区町村におきまして最大10年程度の経過措置期間を設けて対応していくということ、それから現在保育所に入所されている児童につきまして、こういった下限の変更がありましても引き続き保育所に入所することができる経過措置を講じるということ、これらは、今回提案しましたものを踏まえましても同じでございますので、こういったところを合わせて講じていくことが必要と考えております。

資料の説明は、以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

今日は、最初に遅れまして失礼いたしました。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問のある委員の方、挙手をお願いしたいと思います。ざっと今、手を挙げていただけますか。

ありがとうございます。それでは、吉田委員のほうから順次お願いしたいと思います。

○吉田委員 37ページですけれども、「対応方針（案）」ということで案3が出てきましたが、これについては支持をしたいと思っております。父親側の立場としては、やはりこの制度は母親が短時間勤務をとるということだけではなく、父親も短時間勤務をしっかりというところも合わせ持つて必要なことだと思いますので、これはここだけの話ではないですけれども、そこもしっかりできる世の中をつくっていかねばいけないなということを感じますので、そこをつけ加えさせていただきます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、宮下委員お願いいたします。

○宮下委員 全国幼児教育研究協会の宮下です。ありがとうございます。

まず、18ページに長時間、短時間の区分の図がございますけれども、一般の人には見にくく、理解することが非常に難しい図になっているような気がいたします。

次に、短時間が8時間ということで、短時間、長時間が分かれておりますけれども、なぜ短時間が8時間と考えているのか、その根拠というものを伺いたいと思っておりますし、やはり長時間保育にしても開所は11時間であってもあくまでも保育時間は8時間としていただきたいと思っております。

次に、37ページで、保育短時間認定の就労時間の下限について1か月64時間とすること

に賛成でございます。前回私が質問しましたことについて、お答えいただきありがとうございます。パートの方の働き方として、何時から何時まで大勢の方が働いているかというのが具体的によくわかりました。人によって働き方は違うと思いますが、この図を参考にして制度設計をしていただきたいと思います。そして、64時間でも幼稚園が現在行っています預かり保育で十分解決できる問題であると思います。また、保育者も、保護者も、施設側も、真の意味で子どもの立場に立って子どもの最善の権利が保障されるような制度設計にすべきであると考えます。

それから、52ページです。経過措置が10年ということが書いてございますけれども、10年は長過ぎるのではないかと思いますので、その点も考慮に入れて決めていただきたいと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、坪井代理人をお願いします。

○坪井代理人 全日本私立幼稚園連合会の坪井でございます。よろしくお願いします。

まず、保育認定、長時間、短時間の区分のところでは、18ページで先ほど宮下委員がおっしゃいましたように、保育短時間のこの図は非常にわかりづらいです。これを見ますと、毎日8時間、週6日、週に48時間まで利用可能というふうに見えますので、思いとしてはそれが最大数でそんなにはいかないと思っているのですが、このままだと非常に誤解を与えます。何とかしていただきたいと思います。

それと、保育標準時間の下限が週30時間とされていますが、週30時間働く人に毎日11時間まで保育所を利用できる権利と給付を与えるということの必要性と根拠がよくわかりません。例えば、毎日最低何時間就労というような条件も考えてしかるべきではないかというふうに思います。原則的な保育利用時間が標準時間利用者であれば8時間とされていますが、結局のところ、11時間利用可能とするのであれば8時間という意味はどこにあるのだろうかと思います。

同様に、保育短時間についても毎日8時間まで利用できる権利を与える必要性と根拠がわかりません。仮に月64時間といたしましても、1日2時間から3時間という就労です。その方に、8時間利用可能とするのはどういうことなのかと思います。

要するに、懸念しておりますのは、2時間から3時間働いてプラスアルファはあるにしても、それ以上の必要がないのに8時間まで預けることを認める、またはそれを助長するような国の制度になっているのではないかと非常に懸念しております。

子どもの健全な発達と、これも公費が入りますので、公費の効率的な活用ということから見ましても、やはり適正な利用者負担を考える必要があるのではないかと考えています。利用時間に応じた、もっときめ細かい利用料の設定が必要というふうに考えております。

それと、保育短時間の下限については64時間という意見を支持いたします。

それから、38ページに就労時間の下限についてのサンプル調査がありますが、これを見ますと、就労日数と就労時間で両方のチェックを入れているところが27分の20ということ

で大半を占めていると思うのですが、なぜ今回は就労日数のほうのチェックというか、組み合わせることをしていないのかという疑問を持っております。お答えいただければと思っています。

また、資料の34ページに、保育認定の対象たりうる保護者についても多様な提供手段を選択肢として用意するとありまして、短時間保育認定の対象者でありましても幼稚園プラス一時預かり事業の利用ができるとされておりますが、保護者は保育を利用できる権利が与えられることになると、保育以外の選択肢を選ぶだろうかという疑念を持っております。

34ページの資料にありますように、短時間で就労している方の半数以上が幼稚園を利用しているという実態があります。こうした実態が新しい制度によって壊れることがないように、保護者が真の意味で子どもの最善の利益に資する選択ができるような制度設計をお願いしたいと思っております。

たくさん発言させていただきました。済みません。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、次に溜川委員どうぞ。

○溜川委員 全国認定こども園連絡協議会の溜川良次でございます。

必要量については、18ページの表について今、意見が出ておりましたが、私もちょっと理解していないのでまず御質問です。通常の保育の必要量というのは、お子さんから見て保育がこれだけ必要なのだという考え方なのかどうかという点でございます。それは何かというと、当然、親の就労に左右されるわけですが、通常の親の就労モデルというのは週40時間勤務でございますので、1週間にわたった40時間というのはまずそこが固定化される。

そしてなおかつ、現実的な問題として6時間を超えた場合、45分以上の休憩時間が必要でございますから、厳密に言えば45分でいいのかもしれませんが、慣例的に1時間と考えた場合、8時間プラス休憩時間1時間の9時間が拘束されるということになるかと思えます。なおかつ1時間プラス1時間の通勤時間ということで11時間開所というような計算がされていると思いますが、この開所の11時間について、異論はないのです。

しかしながら、親の働き方としては、時間数で考えた場合には週40時間、さらにそれが週5日勤務だとすれば5時間の休憩時間を足しても45時間になりますね。そして、さらに1日2時間の往復の勤務時間を足していったとしても、このようなグラフにはならないと思うのです。

ですから、このグラフにあります黄色の時間帯が、その曜日はともかくとしましても、6日間にわたって8時間が黄色になっているということが理解できないのです。仕事の仕方はさまざまで、日曜日でなくて平日の火曜日が休みだったりという人ももちろんいるわけですから、曜日の概念は、私はそこに捉えようとしておりませんが、しかしながら、日曜日は延長保育ということでまた別のものになっている。要するに、延長保育という考

え方になっているわけですね。

実際には今、申し上げましたように、1人の基本的な労働時間と休憩時間、そして通勤時間というようなもので1週間の時間を計算した時間数がいわば保育の必要量なのではないでしょうか。それを基本に計算すべきじゃないかとのグラフを見たときに思ったのですが、この理解の仕方はどこがおかしいのか、御説明いただければと思います。

それから、下限の件についてはどちらがいいかは自分でもまだ判断が付きませんが、案の2ないし3になるのかなというのが今の印象でございます。なぜならば、下限の時間数を短くすればするほど、当然ながら預かれるお子さんが増えるということになりますが、現在幼稚園さんが持っているいろいろな機能の中でそれは解決すると思えますし、価値観の違いが従来の幼稚園さんと保育所の中にはあると思えます。

親元にいることが幸せだと考えるのかどうかという点がありまして、この2つの違いを合わせ持つものにこども園をしていこうといった場合、やはりその両方を担わなければなりませんから、その両方について満足するものを考えなければならないと思えます。その使命を果たしていくためには、柔軟なものがいいと思えます。

しかしながら、極めて短時間労働者まで保育所部分でそれを担う必要があるのかなと思えますし、その枠を設けることによって保育所待機児童というものの数は解消されなくなっていくわけですので、その時間数というのは本当に保育を必要としている人たちから進めていくべきではないか。時代の流れとともにそれをまた変えていくというのはいいかと思えますが、まずスタートするに当たってはそのような考え方に立つものでないかと感じております。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員どうぞ。

○高橋委員 日本労働組合総連合会の高橋でございます。私からは3点意見がございます。

18ページに長時間利用、短時間利用についての対応方針案が示されていますが、これについてはおおむね支持するところでございます。

ただ、働き方ということでは、例えば1年単位での変形労働とかダブルワークなど、多様な働き方をされている方もたくさんいらっしゃいますし、中には短時間労働しながらさらに求職活動しているパターンもあることなどから、これら想定される実態を踏まえて市町村の裁量を一定程度認めるべきではないかと思えます。

2点目ですけれども、55ページの「優先利用」の対象として考えられる事項について、「①ひとり親家庭」から「⑨その他市町村が定める事由」までありますが、保護者に障害があるケースも追加すべきではないかと思えます。また、全ての子どもたちを対象としている中で、外国人の子どもも対象であることを明確にすべきだろうと思えます。特に保護者が日本語を理解できない場合もありますし、そのような場合には一定の配慮があつてよいのではないかと思えます。

それから、同じページの一番下のアスタリスクですが、「また、市町村の判断により、

…幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子ども利用に当たって配慮することも考えられる」と書いてあるのですが、この中に放課後児童クラブの指導員も含まれることを明確にすべきではないかと思えます。

また、それらの職員が延長保育を利用せざるを得ない場合の優先性も確保すべきではないかと思えます。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、次は坂崎委員お願いします。

○坂崎委員 日本保育協会の坂崎でございます。よろしく申し上げます。

保育の必要性の取り扱いにつきましては、8時間、11時間のことについて質問事項を書いておりますので、そのことについてはよろしく申し上げます。

今日、前回と違いますのは、その下限の考え方につきまして、前回は案の1が出て、それを10年間で時限を設けて進めればいいのかということに対して今回案が出てきたわけです。それで、皆様方は考え方の整理の話をしておりますので、私も考え方の整理をしたいと思えますけれども、現在の保育でありますと就労の有無にかかわるわけです。ですから、市町村の中で下限を設けないというものが現行にあって、それが一番多いというのはある種、当然なことでもあります。その中からいわゆる下限をつくり、待機児童といえますか、入所するための制限を設けているということが現在の基本的な考え方だと思えます。

今回は、「保育に欠ける」から保育の必要量というところが変わった時点で、やはり私は最初に下限が必要なのではないか。いわゆる「保育に欠ける」というところから、保育に必要となったときから必要量の下限というものが必要なのではないかということを最初に私は発言したと思えます。その中において、今回、前回の48時間の意味合いというのは非常に大きいと私は考えています。

それはなぜかということ、現行においても64時間というものが東京を中心としたところにおいてそれでなければやれないということが一部にあるわけですが、今回、子ども・子育て関連三法をつくったときに市町村の保育の義務というものを児童福祉法24条でつくり上げて、保育を必要とする子どもたちには必ず保育を提供する義務をつくるというふうに今回考えたわけです。

そういう中で、保育を必要とする子どもたちにとってきちんとしたものを行うといったときに、その48時間というものが不適切だということを私は基本的に考えられない。詰まるところは、これから就労というものが非常に大切になってくる一つのニーズの中で、そのことと子どもたちがきちんと細切れではない保育を受けるということが基本的に整合性を図られることが大事なのではないか。

最初に述べたとおり48時間であっても時間を決めて、その中で保育を必要とする人たちをきちんと10年ぐらいの時間を定めて、そこに国の基本的な考え方を統一していくということが私は基本的なところでいいのではないかとこのように前回は、今回も思っております。

す。

いろいろな考え方があると思いますけれども、保育の提供をきちんと行うといった国の方針が48時間に定まっていて、もしも地方から東京に来たときに突然入れないとか、その場合においての方策はまだあると思いますけれども、そういうことも含めてそれらのことを推進していただければありがたいと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、榊原委員お願いいたします。

○榊原委員 榊原です。ありがとうございます。

基本的に、保育の認定に係る基準については、もともと保育の現場で責任を持ってこられた方々と自治体の皆さんに議論をお任せするのでいいのだろうと思って余り発言するつもりはなかったのですが、この間、議論を聞いてきていて1つ気になったことがあります。

というのは、保育の必要性を見極める際のポイントは親の就労時間なのかという点です。子どもや子育てをめぐるさまざまな課題があちこちで噴出している現場を取材してきて思うのは、今の若い親を取り巻く子育ての困難ということが中高年世代、私たちには十分に理解できていない面が相当ある。

そのときに、昭和の時代につくった古い救貧対策としての保育や、ある程度しっかりした家庭を前提とした幼児教育の提供の仕方では相当足りなくなっているというところから議論をもう一回、し直していただく必要があるのではないかという気がしています。

つまり、親の就労時間だけで保育の必要性を足切りすると、恐らく子どもが健全に育つために保障されるべき環境という視点が落ちてしまうのではないか。その点にも配慮する必要があると思います。

例えば、グローバル化や24時間化が社会の中で非常に進んでいる中で、若い親たちの長時間労働、深夜労働、それからダブルワーク、トリプルワーク、または失業の多さ、転職の多さといったようなかつて想定されていなかったような非常に不安定な事態が多々起きています。

また、1970年代から育児困難、ネグレクトなどがいろいろな形で始まっていた中で育った子どもたちが今、親になっていて、就労困難以外のところで養育の困難、受けてきたトラウマが子育ての中で噴出するというような非常に見えにくい養育の課題も起きている。そういったときに、子どもが仲間や、自由に遊べるような空間に恵まれてきちんと育つような環境を保障していくという観点からも、本当は保育の必要性ということを見ていく必要があるであろうと思っています。

ただ、もちろん財源には限りがありますし、施設や事業者の方たちのマンパワーにも限りがある中で、どこで区切っていくかという現実的な議論ももちろん必要だと思っています。なので、可能な限り、実は子どもの必要性と環境を保障される権利を認めていくという観点から、できるだけ認定は幅広にとっていただきたいということが希望の1つです。

ただ、現実的にそれでは難しいというときには、時限で移行の期間を認めるなり、地域、

地域での検討を加えていくというような取り組みにさせていただきたいと思います。ただいま、下限がない地域が4割あるということを見させていただくと、親の就労ではないところで子どもが仲間と例えば1日8時間、6時間と一緒に育ち合う時間、環境が保障されている子たちからそういったものを奪っていいのかということについてはとりわけ慎重に検討させていただきたいと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、竹内代理人をお願いします。

○竹内代理人 全国市長会から出ております三鷹市長清原の代理の竹内です。どうぞよろしくお願いたします。

私のほうからは、保育短時間の下限の設定について意見を申し上げます。

保育短時間の下限の設定につきましては、これまで慎重審議をお願いし、48時間以上とする案に最大10年間の経過措置期間を設け、段階的に対応する案が示されて、これに賛意を示したところでございますが、今回、対応方針案に対する自治体や関係団体の意見を踏まえ、かつ、短期間のうちにさらなる全国の自治体の実態調査を経て新たな案が示されたことに対しては感謝をいたします。新たに示された、案3を支持したいと思っております。

保育短時間認定における就労時間の下限設定は、保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用の線引きをするものではなく、あくまでも利用可能な範囲を示すものであることを改めて強調、確認をし、その上で保護者には施設や事業の情報をできるだけ提供し、多様な施設・事業者の中から選択をしていただく。そういう新制度本来のあり方をここで確認することは非常に重要だと考えております。

実態調査によりまして、下限時間を設定していない自治体が多いことも、全国的な児童の減少傾向を踏まえれば理解できるところでありますし、また、下限時間を設定している自治体が都市部に多いことにつきましては、待機児童の実態等を踏まえれば十分理解できるところであります。

そして、各自治体が地域の実情に応じた下限時間を設定し、幼稚園の預かり保育事業等を組み合わせながら対応し、制度を運用してきた経過等もありますので、こうした実情も十分尊重する必要があると考えております。

また、今回は保護者の就労実態についても、非正規雇用化の進行やパートタイムの就労実態等についても詳しく分析がされております。こうした多様な地域事情や就労実態、それから求職活動や就学も保育の必要事由として拡大・明示した方向性などを踏まえますと、下限の48時間をベースとしつつも、案3のように「1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲内で市町村の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする」案を支持したいと思います。

なお、前回、案が示された際に関連して待機児童の定義にも触れましたけれども、保育短時間の下限時間の設定には当該自治体の子ども・子育て会議等に十分説明をし、また、保護者にも十分なコンセンサスを得る必要があると考えております。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、橘原委員をお願いします。

○橘原委員 全国私立保育園連盟の橘原です。

まず、保育の必要量のイメージにおいて仮に「日曜日等の開所については、延長による対応で設定する」とは、これまでの休日保育との関係はどのように考えればよいのか、お伺いしたいと思っております。

もし、日曜日、祝日の保育を延長保育の範疇に入れることとするならば、少なくともこれまでより以上に十分な対応がなされるように望みたいところです。

もう一点、「保育短時間認定における就労時間に係る下限の設定に当たっての考え方」については、先ほど坂崎委員が述べられました意見を支持させていただきたいと思っております。

○無藤会長 ありがとうございます。

次に、味元代理人どうぞ。

○味元代理人 御指名ありがとうございます。高知県知事の代理で出席をさせていただいております。

保育の必要性の認定につきましては、それぞれお示しいただきました方針につきまして、知事会としては概ね賛同をさせていただきたいと存じます。今後は、この会議で決まりました内容を各市町村に周知をいたしまして、円滑な認定ができますよう協力をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

次は、秋田委員でよろしいですか。

○秋田委員 東京大学の秋田です。

37ページの案3という、1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が就労実態等を考慮して決めるという新しい案が出されましたが、これを支持したいと考えております。

先ほどからお話が出ていますように、下限48時間というところがやはり女性の多様な就労形態設定の一定基準になると思います。また現在、子どもの貧困の問題が非常に大きくなっています。生活保護世帯の16%が母子で今、親が働いていない状況で、短時間でも働き、また求職活動ができるというような形で、そういう子たちの母親が保育所を利用できるようにしていくことは極めて重要なことであり、そうした意味でも幅広に時間設定幅をとることが極めて重要であろうと考えております。

ただし、一方で、やはりこれが待機児童をさらに増やしていく。また、幼稚園がこれまで預かり保育をやってきたことの実績とのバランスも考えなければいけないと考えております。一番恐れているのは、ここに来られているこの会議の人間はこういう条件だということがわかって、今後は、6時間働けば保育園に預けるのがOKですよという形での報道だけがなされ、幼稚園の預かりをはじめとするさまざまな選択があることがきちんと報道

されずに、皆、6時間ならば保育園に入れられるのだというような形で公費が使われることの誤解がないように、きちんと周知をしながら幅を広げ、各地域の実態に応じた形で行っていくことが重要なことではないかと考えております。

ただし、52ページにございます最大で10年間程度の経過措置期間を設けるということは、実際にはあってないように思います。従来見直しでも5年という形でさまざまな問題が出されてきたのに、これに関しては今後の少子化での人口減少までを考えると、10年間程度の据え置き期間というのは非常になし崩し的なイメージを受けます。この10年というのはどういう根拠において算出されてきたのかということは事務局の方に伺った上で、10年程度の据え置き期間ということに関してゴージャクかどうかということの意見を考えたいと思っております。

また、先ほどお話が出ました38ページのサンプルを見ましても、1週間当たりの就労日数、あるいは1か月当たりの就労日数と就労時間の両面で28自治体のうちの20自治体は検討されています。時間のみではなく日数等も一定程度の考慮は各自治体で決めていく上で大事なことにはなるのではないかと考えております。

あくまでも、さまざまな子どもに対して保育、教育がきちんと保障されることが最も重要なことであろうと考えております。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

保育の必要性の認定をめぐってというところで一通りよろしいですね。それでは、事務局からお答えをお願いしたいと思います。

○橋本保育課長 さまざまな御質問をいただきましたので、溜川委員からも先ほど出ておりましたが、そもそもどういう就労形態を念頭に置くのかということから申し上げておきたいと思っております。

先ほど御質問の中にもございましたように、フルタイム労働者ということ想定した場合に週40時間、5日間働くとしまして1日8時間程度という就労時間ということを一かつ念頭に置き、そしてまた労働基準法上の休憩時間ということで45分ないし1時間の休憩時間というのがあると思います。それから、通勤の行き帰りにそれぞれ1時間前後かかるというところもまた一般的な姿かと思っておりますので、そういったところを一かつ念頭に置いて考えていくのではなかろうかと思っております。

それから、こここのところをもって標準時間と呼ぶのか、短時間と呼ぶのかといった議論もございました。もともと長時間と短時間という形で区別をしてこの資料をお出ししていたわけでございますけれども、これまでフルタイム労働というのは長時間労働ではなくて通常勤務なのだというふうな、この中での御意見などもあったかと思っております。通常勤務よりも短いのが短時間勤務であるというふうな御示唆なども踏まえまして、7月26日の会議の資料から標準時間認定と短時間認定という呼び方に改めたものでございます。

また、この短時間認定でカバーする範囲も議論の一つの論点かと思っておりますが、これまで何度か申し上げましたように、全体として大きくくりな認定をするということで、やはりあ

まりにも細切れな時間認定をすることになりますと、保育現場のほうでの人員配置とか、そういったことに大きな影響を与え、現場で混乱することになるのではないか。そういう経過があり、これまでこの新制度の検討の中では大きく二区分という形になってきたかと思えます。そういう意味で、フルタイムの就労の大半をカバーできる標準時間認定と、それからパートタイムに対応する短時間認定という区分になってきたとお考えいただきたいと思えます。

それから、土曜日の問題でございます。確かに、私は先ほど申し上げましたように、週40時間労働ということをご想定いたしまして、それを5日間ということであれば月曜日から金曜ということになってくるわけでございますが、これまでの保育の実態の中で、土曜日も含めて開所し、その中で土曜日は就労していない方々の場合には土曜日は保育所には来ないという形で、実際問題として多くの保育所において土曜日は相当子どもの数は少ない実態でございますけれども、それぞれの就労実態の中で調整されているということだと思えます。

その中で、朝の電車に乗られてもおわかりのように、やはり土曜日に就労されている方は、一定数まだまだいらっしゃいますので、そういった方々の需要に応える意味で土曜日のところも利用可能な形に現在の制度よりも狭めることはなかなかできないだろうということで、土曜日のところも黄色く塗らせていただいているということでございます。

その上で、今度は日曜日との関係をどうするかというところでございますが、現在の保育制度の中での日曜日の取り扱いというのは、現在の保育所運営費の中でカバーしておりますのは年間約300日、つまり日曜日と祝祭日を除いた日にちという形になってございます。逆にいいますと、日曜日のところは休日保育事業という形で別途の補助金を出してそれに対応するという形になっております。

この新制度の中では、これまでの議論の整理の中で、休日のところにつきましてはこの加算等に対応するということができしております。つまり、利用する側から見ますと、月曜から土曜日の範囲で利用する形態であろうと、火曜から日曜の曜日で利用する形態であろうと、そのところで利用料に差をつけない。どうしても休日保育という形で別途の事業ということになりますと、これも別途の保育料がかかると思えます。そういったことをするのはなくて、同じ新制度上の公定価格の中でカバーされる範囲の中に日曜日も含めていこう。その中で、日曜日に開所する施設をどこにするかというところはそれぞれの地域の中で定めていただくといいと思います。こういうふうなことを念頭に置いているわけでございます。

したがって、日曜日を通常開けていない施設のほうに対応をお願いするということになってまいりますと、そのところはまた延長保育というふうな対応にせざるを得ないとも考えますし、そうなりますと、そのところについては別途の事業費としてやはり補助金を出さなければ施設としての運営は回らないということになってまいりますので、そういう趣旨でここに日曜日のところは延長保育というふうな書き方をしてあるということでございます。

それから、坂崎委員のほうから紙で御質問いただいております。8時間を超えるところにつきましての延長保育との関係の取り扱いでございます。ここのところは、月当たり何時間という形で認定をするかということとどこまで週当たり、あるいは1日当たりというところに落として運用するかということとのかかわりになってまいります。今回、資料の中でいろいろデータとしてお示ししたものは基本的に月当たり何時間以上という形で全てお示しをしましたが、先ほど御指摘いただきましたように、現在それぞれの市区町村で運営している中では、1日当たり何時間とか、あるいは週当たり何時間といった形でポイントづけとかの基準を定めているものも一般的に見られるところでございます。

ですので、法律上の要請としましては、保育必要量を定めるに当たりましては月当たりということになってまいりますので、月当たりの時間でこの下限時間なり何なりをお出ししているわけでございますが、実際に運用する中におきましては週当たり、あるいは1日当たりといった中での時間数ということをやはり運用の要素の中には加えていくということも当然考えられると思っております。

したがって、坂崎委員からも御質問がございますような、各保育所が11時間の開所時間内の一定の8時間を保育短時間認定者に係る保育時間帯として定めて、当該8時間を超えて利用する場合は保育標準時間認定の取り扱いと同様に延長保育として取り扱うものと考えて差し支えないかというところでございます。延長保育事業の運用をどういうふうにするかというところをさらに詰めなければいけません、私のイメージからいきますと、こういった延長保育事業として扱っていくという方向で考えていくのではないかというふうに現在考えているところでございます。

それから、経過措置の期間を10年間とすることが妥当なのかといった御意見もいただきました。本日の資料の中で、例えば40ページのところをお開きいただきますと、全国調査の結果の分布が書いてございます。仮に、今回の案の中の最も時間数の多い64時間というラインをとりました際には、これよりもさらに多くの時間をとっております、例えば月80時間というところが133自治体、それから月96時間という自治体が20自治体ございます。

こういった自治体におきましては、従来こういった自治体において保育所の利用対象として対象としていなかった方々が今後はこの保育の認定を受けられる方々ということになってまいりますので、そういった自治体におきましては一定の期間をかけて保育の受け皿の整備ということに取り組む必要が出てまいります。

また、逆のケースにおきまして、この保育所が下限なしで子どもを受け入れているというふうなケースにおきまして、できることならば逆に1号認定を受ける子どもたちを受け入れるその受け皿ということを地域の中につくっていくということが望まれるわけでございますし、もちろんそういったものが整わない期間におきまして、特例給付という形で今までどおり保育所が受けとめていくということも可能ではございますけれども、やはり自治体として計画的に進めていくということになれば、一定程度の時間をかけてきちんと本来予定されている受け皿を整備していくということが求められるところだと思います。

そういった条件整備をする期間として考えましたときに、やはり自治体に一定の時間が必要であろうということで10年間の経過措置の期間という考え方をお出しさせていただいたということで御理解いただければと思います。

大体、御質問いただいた点については以上かと思います。

○無藤会長 どうもありがとうございました。

続きまして、次の議題は「公定価格について」でございますけれども、一言お願いいたします。

○長田参事官 第8回の子ども・子育て会議基準検討部会でお示しをいたしました資料3-1、資料3-2、全く同じものを資料2-1、資料2-2という形で御用意をさせていただいております。

時間の関係もございまして御説明につきましては省略をさせていただきますが、御議論いただければと思いますし、また、お尋ね等がございましたら適宜対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○無藤会長 ということで、公定価格の議論に移りたいと思っておりますけれども、ただし、これも今日最終的に決定するわけではありませんので、いろいろ議論が残ると思っておりますが、恐縮ですけれども、あるところで私のほうで区切らせていただこうと思っておりますので、その点は御容赦いただきたいと思います。

それでは、御意見、御質問のある方、挙手をざっとまずお願いできますか。

それでは、今度は味元代理人からお願いいたします。

○味元代理人 御指名、ありがとうございます。

公定価格につきましてでございますが、これまでの協議の中でもたびたび発言をしてまいりましたが、公定価格の設定におきましては経営の安定が図られることや、教育、保育の質の確保が図られること、加えて人材の確保や職員の処遇の改善につながるような価格の設定がなされることが必要だと考えます。その中で、特に人材の確保や職員の処遇の改善につながることににつきまして、各県から意見が出ておりますので申し上げたいと存じます。

まず、6ページの中ほど、国会の附帯決議にもあります「3歳児を中心とした職員配置等の見直し」についてでございます。現在の3歳児の職員配置基準では、職員の負担が大きいため、公定価格の設定におきましてはぜひ実態に即した児童数での職員配置の設定を実現していただきますようお願いをいたしたいと存じます。

次に、16ページから17ページにかけて給食、それから障害児の受け入れに関連をいたしまして申し上げたいと存じます。それぞれの施設には、食品等のアレルギー対応が必要な児童、あるいは発達障害児、それから虐待を受けているとみられる児童など、さまざまな要因に対して配慮を要する児童が入所をいたしております。こうした子どもたちに対応いたしますためには、保育士だけではなく調理員や栄養士などに加えて、それぞれの専門職員が必要となってきておりますので、これに対しましても対応できるような公定価格

の設定をお願いしたいと存じます。

そのほか、施設の応諾義務に対応するような財政支援や、産休・育休明けの児童の受け入れを円滑に行うための加算等の検討、また、利用者によって異なる負担金額の徴収、管理、監督等を行うことによる施設での事務量の増加に対する配慮などにつきましても、各都道府県から意見が出ておりますので、御検討をいただきますようお願いをいたしたいと存じます。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、尾身委員どうぞ。

○尾身委員 ありがとうございます。公定価格の検討につきましては、前から何回か申し上げておりますけれども、どの程度のコストがかかっているのか、地域ごとに細かく整理した上で、類型ごとに決定していくべきであると考えております。

御提示いただいております「経営実態調査」につきましては、ぜひ自治体や事業主体ごとの調査結果を併せて御提示いただきまして、それを踏まえて、本部会での検討がなされるべきと考えております。今後で結構ですけれども、資料の御提供につきまして、改めてこの場でお願いをさせていただきます。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、橘原委員お願いします。

○橘原委員 全国私立保育園連盟の橘原です。

「検討の視点」については「国会での附帯決議において、新制度による質の改善として、職員の定着・確保を図っていくため、職員の処遇改善について検討していくことが求められているが、これについて、どう考えていくか」とされていることから、今回の新たな制度を検討する上において、認可保育所と新たな幼保連携型認定こども園の公定価格に格差をつけないこととしていただきたいと思います。

子どもの処遇に格差を生じさせることのないためにも、新幼保連携型認定こども園と認可保育所で職員体制や保育単価は同一にすべきだと思います。また、保育教諭や保育士との間に格差を生じさせることのないようお願いをしたいと思います。

職員配置については国会での附帯決議も踏まえて、3歳児については現行保育所における「20対1から15対1」に改善をするとともに、合わせて4～5歳児については「30対1から20対1」に早期に改善をしていただき、保育の質の向上を図ることが必要であると思います。

それから、公定価格の算定につきましては質の高い幼児教育、保育が保障されるよう、各項目の積算根拠を明確に示される内容にする必要があると考えることから、個別費目の積み上げ方式を採用すべきだと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、竹内代理人お願いします。

○竹内代理人 三鷹市長代理の竹内です。

まず、最初に保育必要量との関係で、保育認定を受ける子どもに係る公定価格の設定に当たりましては、保育標準時間、保育短時間ごとに設けることを基本としまして、別途、保育士等、職員の勤務状況等にも十分配慮をしていただきまして安定的、継続的な運営等に配慮していただければと考えております。

その際、保育の必要性の認定との関係におきましては、提案された保育標準時間と保育短時間利用の保育必要量の考え方を踏まえて整理をしていただいた上で、できる限り早い段階で案を示していただければと考えております。

それから、基本構造にかかわるもののうち職員配置についてでございますが、国会での附帯決議や制度改正時点での整理において、3歳児を中心とした職員配置の見直しによる拡充、質の改善につながる職員配置の見直し等、検討の方向性が示されております。

本日、日本保育協会から提出されている委員資料でも意見としてまとめられておりますが、職員配置における3歳児、1歳児の改善のほか、看護師の配置など、現状の保育の質を維持し、現状の職員体制から後退をしないように、基準を超える配置をしている施設につきましては、一定のインセンティブないしは加算措置を設けるなどの対応が必要ではないかと考えております。財源の動向にもよりますが、現状の体制から後退しないように、段階的に質の向上を図る方策としての検討をお願いしたいと思います。

それから、2点目の処遇改善、経験年数等に応じた公定価格上の評価、キャリアアップについてでございます。これも提出された意見の資料で触れられておりますけれども、現行の民改費の上限が10年以上までとされている点につきましては、私どものほうも改善の必要があると考えております。保育士として10年を超える経験を積めば、中堅職員として本当に脂が乗って、保育はもちろん保護者支援にも戦力的に大いに期待できるところでございます。処遇を改善し、長く勤務をし、キャリアアップを図れるようにすることが保育の質の底上げ、向上につながると考えております。

それから、最後に利用者負担のところでも1点触れさせていただきます。市町村民税額をもとに行う方向性についてはこれを支持したいと思います。利用者負担の切り替え時期につきましては市町村民税の賦課決定時期を考慮した例2の方法を支持したいと思います。

ただし、6月に税額を決定して6月に切り替えは実務上不可能でありますので、7月もかなり難しいと思っております。8月以降での切り替えを検討していただきたいというのが正直なところでして、今後、各自治体の実務の流れ等を十分踏まえて検討されることを要望いたします。以上です。

○無藤会長 ありがとうございました。

では、友澤代理人をお願いします。

○友澤代理人 全国小規模保育協議会の駒崎の代理の友澤と申します。よろしくお願いたします。

まず、公定価格の検討に当たっての全体像に関してです。この間、さまざまな基準につ

いての議論を重ねてきましたけれども、この基準において量の拡大を実行した場合にどの程度のコストになるのかということが大変重要かと思えます。ですので、今の段階で現実的で実効的な水準で基準を策定していくことに支障を来すような状態になっていけば、その案というのはまた見直さなければいけないこととなりますので、現状の今まで出てきた基準案で7,000億円の予算内で収まっているのか、あるいはこのままでいったら超えてしまうのかというようなことを事務局のほうでシミュレーションしていただいて教えていただければ、そして現実的にかつ、子どもの最善の利益に資するような制度の議論ができるようにしていけたらということでのお願いです。

それから、保育標準時間に関しては、私どもは11時間にすることを支持いたします。

それから、小規模保育の施設長加算についてですけれども、定員の10人以上19人以下の場合には、施設長1人分の人件費の配置を加算していただくことと合せて、9人以下の場合に関しては1人分に対して75%程度の加算での制度設計ということを提案したいと思います。

それから、小規模保育において保育士比率の向上に伴って段階的な評価を行っていくことを支持したいと思います。

一方、家庭的保育者についても憲法にうたわれている、健康で文化的な、すなわちディーセントな生活ができる処遇を保障するという必要もありますので、このことも念頭に置いた制度設計をお願いしたいと思います。

また、地域型保育における障害児の受け入れについてですけれども、障害の程度によってはマンツーマンにならざるを得ない場合があります。よって、障害程度によって加算額を変えるような柔軟な設定でお願いをしたいということです。

それで、マンツーマン配置にした場合に費用がかさんでいくのではないかとということが懸念されますけれども、現在、全国の重症心身障害児数は2万5,000人といわれていて、一方で障害児家庭の常勤雇用率は大阪市の調査では5%となっており、全体で見ても1,250人程度と見られますので、これに中度以上の障害児が加わるとしても、ある程度の予算の範囲で収まることが想定できるということで、ぜひこの点も踏まえた制度設計をお願いしたいということです。

それから、居宅訪問型保育に関してですけれども、保育士が行う場合とそれ以外で評価を変えることについては支持することができません。というのも、障害児保育の場合は児童指導員、作業療法士、理学療法士、栄養士、看護師等、たくさんの方がかかわります。そこにおいて保育士でなければ減算してしまうというのでは実態に合いませんので、保育士資格を持たないけれども障害児保育施設での実務経験があるというような者もおります。その人が保育資格を単に持っているという場合よりも経験や知見が深いという場合もありますので、資格によって一律に評価してしまうということに関しては、ぜひ慎重になるべきだと考えております。

あとは、本日、大日向委員のほうから一時預かりについて意見書が出されておりますけ

れども、先ほど来の保育の必要性とか保育の短時間の議論の中でも一時預かりとの関係、一時預かりの充実というのも必要ではないかという議論が出てきていると思いますが、一時預かりについては保育士資格というよりは十分な保育者数の配置こそが大事だというふうに私も現場を見ておりましたので、ぜひその点も勘案していただけるようお願いいたします。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、榊原委員お願いいたします。

○榊原委員 10ページにあります「検討の視点」のところで、処遇改善をどう考えていくかという点です。

附帯決議にあるように、職員の定着・確保を図っていくためには処遇改善の検討が必要であるというところは、まだ確保されていない3,000億円の財源の確保と同時に具体化を図っていくということは当然であると考えています。

なぜ保育士の待遇がほかの産業の労働者よりも低いのかということ調べていましたら、保育士は勤続5年での給与の算定になっていて、それが措置費に組み込まれている。一方、例えば介護施設の職員は勤続15年の想定になっている。そこに差があるというふうに聞きました。

家庭に問題もなく、子どもたちがすくすくと育っているというような何の問題もない状況において、勤続5年の若い保育士さんが見ていくということはかつてあったのだと思いますが、今さまざまな課題を抱えた子どもたちが保育所に来ています。その中で、発達障害であるとか、アレルギーであるとか、家庭のさまざまな困難であるとか、そういった親と子にさまざまな支援を提供していく高度な技術を持った保育士が求められている中で、勤続5年の算定でいいのかということについては検討を加えていく必要が必ずあると思っています。

それから、こども園の評価をどうしていくかは難しいところではあるのですが、一般の国民の側から見た場合、地域への子育て支援であるとか、教育と保育の一体的な提供であるとか、より高い機能の親子への支援を果たしていこうというこども園に対しては、その高い機能にふさわしい給付上の対応ということもあってしかるべきではないかと考えます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、坂崎委員お願いいたします。

○坂崎委員 坂崎でございます。

私のほうは、今日、委員の提出意見を出しておりますので、内容につきましてはこれを述べていると時間が足りませんので簡潔にだけ述べておきたいと思います。意見書のまま、述べたいと思います。

公定価格についての基本的な考え方は、積み上げ方式が適当ではないかと思っております。

基本構造にかかわるものにつきましては今たくさん委員からありましたが、職員配置

については3歳児が優先課題であると思いますが、一方、1歳児というのは子どもの身体的な発達が非常に大きいわけであります。まだ立っていない状況から、立って走り回るといった状況は皆様方よくわかると思いますけれども、そういうものがあるけれど、2歳児と同じ配置基準でありますので、これらの改善も図れればと考えております。

保育所長につきましては現在、設置、未設置という戦後のままでございます。99%設置されているわけでございますから、必置としてその中でいろいろな所長の資格要件も鑑みて設置をしていただければありがたいと思います。

また、主任保育士につきましても現在きちんとした格づけがされておられません。給与の格づけにおいては一般保育士との差があるだけでありますが、強く専任できちんと算定されるような仕組みに今回公定価格も含めて職種改善が必要であるのではないかと思います。

次に御存知のようにアレルギー等、また低年齢児の入所が非常に多い中、感染症や体調不良児、食育なども含めまして、保育士以外の多様な専門性を有する看護師や栄養士の配置についてもきちんと御検討いただければと思います。

処遇改善におきましてはたくさんの方々から意見が出ておりますが、今回その処遇改善交付金というようなものが創設されているいろいろな形で改善されていくと思いますが、先ほど榊原委員も言いましたように、今、児童福祉施設が14年以上の区分が上限としてあるわけですから、それも含めて参考にした改善が必要であろうかと思います。

教育・保育の提供にかかわることでございます。給食は現在、3歳以上につきましてはこれから2号認定のことですが、主食を各家庭から持参するということがこれも戦後からの形になっておりますが、社会の変化に対応し、主食も含めた公定価格にすることが適当ではないかと思います。

障害児の受け入れに関しては何度も発言をし、くどいと思われるかもしれませんが、今回障害児保育というものが今は一般財源の中でありますけれども、保育施設における受け入れが応諾義務ということも含めて基本でありますし、これらの保育事業を都道府県、または市町村独自の地域子ども・子育て支援事業として実施すべきことについて、公定価格も含めた形で障害児の受け入れについてきちんとした国の方針を最終的に示していただくことがありがたいと思います。

管理経費に係ることですが、特に減価償却費と施設整備の補助のことにつきましてはこれからまた話し合いになるのだと思いますが、現実には保育所が近い将来、相当の改築期を迎えております。その中で、減価償却相当額のみでは困難でありますので、この施設整備費の補助も含めた形の仕組みをつくるということを望みます。

評価のことにつきましては、ぜひ第三者評価というものがこれから望まれていくことが正しいと思いますので、必要なコストを逆に公定価格の中で組み入れることが必要なのではないかと思います。現在、受け入れられている中の90%近く、東京都だと思っておりますが、それはコストの関係だと思っておりますのでよろしく願いいたします。

最後に、特定教育・保育施設にかかわる、まず職員のことでございますが、今、法律上

決められていることと、こども園に関していうと役職上必要なものである養護教諭とか看護師、保育士、栄養教諭と栄養士等、類似する職種については弾力的な対応ができないものかどうか。また、園長を補佐する管理職の配置については前回も述べましたが、基本的には施設の類型にかかわらず共通の課題とすべきなので、それは同じような形にしていければいいのではないかと思います。

子育て支援機能については前回も一度述べたことがあります。いわゆる現在、保育所で行われてきている各種事業が子ども・子育て支援法において法定化されたということがありますので、これらのことの整合性をどういうふうに図るのか。基本的には、きちんと整合性を図ってくださって事業が継続していけることが望ましいのではないかと。

最後に事務処理体制でございますが、現在の保育所であっても、27年までに新社会福祉法人の会計基準の施行とか情報公開というものが非常に強く望まれますので、やはり事務職員の配置も必置にしていくようなことが望まれるのではないかと思います。

細かいことにつきましては、意見書を見ていただければありがたいと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、坂本委員をお願いします。

○坂本委員 公益社団法人全国保育サービス協会の坂本でございます。

25ページ、26ページの地域型保育事業について申し上げます。

まず、居宅訪問型保育事業については、コーディネーターほか、保育者の質の向上のための研修費用、事務費等々も発生するので、検討例⑤でも記載いただいている通り管理者、事務体制を公定価格に反映いただきたいと思いますと思っております。

さらに、居宅訪問型保育事業は、休日・夜間など、保育所などで対応しにくい、あるいはできない時間帯等を対応する事業になってくるかと思っております。つきましては、平日か休日なのか、もしくは日中なのか夜間なのかなど、利用条件に合わせた公定価格を検討していただきたいと思いますと考えております。

さらに、検討例④のところ、居宅訪問型保育事業と労働基準法との関係でお示しをいただいております。この件に関しまして、私どもの一番の希望としては、この居宅訪問型保育は特例として休憩時間がなくても大丈夫ということが最も望ましいと思いつつ、万が一、この兼ね合いに関しまして問題がクリアされないような場合には部分的に複数体制とれる、あるいは交代勤務をして休憩時間を確保することができるよう公定価格に反映していただきたいと思いますと思っております。

もう一点、小規模保育事業についてです。小規模保育事業は利用者との直接契約になります。施設の特徴もあり、入退所が年間を通じて行われるのではないかと予想されます。また、施設の説明責任も求められており、定員の多少は異なっても、保育所等と同じように行うこととなります。つきましては、公定価格におきまして、事務処理、あるいは管理者等、検討例⑤のところ十分にかんがみいただきたいと思いますというふうにお願いします。

さらに、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業も含めまして、質の高い保育の提供の

ためには研修等は欠かせません。保育士ではなくてあえて保育者というふうに申し上げたいと思いますが、保育者自体の処遇改善、経験年数等に応じた公定価格の評価、キャリアアップについても保育所等と同等に検討をしていただきたいと思います。

先ほどの他委員の御意見どおり、特に、居宅訪問型保育事業等につきましては保育士のみならず、これまでの経験、あるいは異なる資格の方々がたくさん働くことになるのではないかと考えておりますので、保育士という資格だけではなく、「保育者」としての資質経験を公定価格で評価いただきたいと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員お願いいたします。

○佐藤委員 全国保育協議会の佐藤です。

公定価格の基本部分において、保育所と幼保連携型認定こども園との差をつけるべきではない。加算分には、障害児の受け入れ促進や研修の充実、保幼小の連携強化等の事項を含めていただきたい。保育短時間において、子どもたちが月曜日から土曜日まで毎日8時間程度の利用をすると、職員は法定労働時間の40時間を超えてしまうこととなり、それに対応するために、いま以上に保育者が必要になる。

さらに、園児要録の作成等の事務量にも対応できる体制を前提にした検討をいただきたい。

減価償却費については、「新幼保連携型認定こども園、保育所は、国会の附帯決議において施設整備費補助との適切な組み合わせが求められている」が、どのような形で具体化していくか、明らかにしていただきたい。

また、事務処理体制について、「幼稚園、認定こども園については直接契約に伴う事務負担」に関する体制の検討とあるが、それとあわせて、保育所の日常的な管理事務・会計処理等の事務についても改善を前提とした検討をしていただきたい。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員お願いいたします。

○高橋委員 ありがとうございます。日本労働組合総連合会の高橋でございます。

複数の委員からも出ましたけれども、10ページの保育士の処遇改善について意見がございます。やはり保育の質の改善、あるいは質の確保ということでは保育士の処遇改善は極めて重要だと私たちも考えます。

しかしながら、保育士不足が言われているにもかかわらず、保育士の給与はこの10年間で下がってきているのが実態でございます。また、11ページにもございますように、平均勤務年数が非常に短いこともやはり課題だと思います。これらのことから、保育士の処遇改善については公定価格で明確に規定すべきだと思いますし、特にキャリアアップとともに昇給する仕組みや、定年まで働き続けられるような措置が重要なのではないかと考えます。そのためにも、常勤・非常勤、勤続年数、経験年数などを情報公開し、これを公定価格に反映させることは極めて重要だろうと考えます。

2点目は、17ページでございます。これも、先ほどから数人の委員の方が意見として述べられていますが、障害児の受け入れについてです。これは、応諾義務があることから当然のことだと思いますけれども、やはりその際、職員の加配が可能となるような措置が必要ではないかと考えます。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、水嶋代理人をお願いします。

○水嶋代理人 NPO法人家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

家庭的保育事業に関する意見を述べさせていただきます。16ページの「給食費の取扱いについて」ですが、家庭的保育事業を利用する子どもについても食事の費用は保育所ほかを利用する子どもと同様の設定をお願いします。

17ページの「障害児の受け入れ促進について」ですが、家庭的保育における障害児保育の受け入れについては各市町村の対応はさまざまで、障害児については保育所で受け入れることと決めているところもあります。障害児を受け入れる専門性を担保しない状態で受け入れを促進することには慎重である必要があると考え、専門機関との連携など、条件整備などの検討も必要と考えています。

しかしながら、家庭的保育は少人数を対象とする保育ということで、月齢の低いお子さんに入室希望が多いのです。それで、成長の段階で何か変だと気づくことがしばしば起こりボーダーラインとなるケースや、あるいは保健所の保健師さんから健診で気になるお子さんが発見され、家庭的保育はきめ細やかに対応できるということから受け入れを打診されるケースがありまして、家庭的保育者の間でも気になるお子さんの保育についての悩みが増えています。

あとは、家庭的保育では子育ての悩みを聞く機会が多く、親御さんとも親しくなったり、いろいろな相談を受けたりするので、おやめにならないというか、継続していく方が多いです。それで、やはり気になるお子さんが継続されていく場合、保育者の心身の負担はますます増すことになります。

そこで、保健所などの専門機関とつながり、療育の機会を得ることができるようになった子どもは日常的な実態に配慮し、家庭的保育においても障害児を含む受託児全員の安全の確保と保育の質の向上を図るため、人手が必要となる1日数時間の障害児加算を考慮していただきたいと思います。

それから、25ページの検討例①ですが、「保育士配置比率の向上に伴う段階的な評価について」というところで、「家庭的保育事業や居宅訪問型保育事業について、保育士が行う場合とそれ以外の者が行う場合の評価をどうするか」ということがあるのですが、保育士が行う場合は資格を持っていることが評価され、働ける場所であることが保育士の働く意欲を促進するので、ぜひ考慮していただきたいです。特に、個人の保育者としての資質が問われる家庭的保育では、一人一人の保育者の知識と技術の維持、向上にインセンティブを働かせる仕組みも必要ではないかと思えます。

あとは検討例②ですが、これは現行維持していただくようお願いします。

次の26ページで、「管理者・事務体制について」ですが、定員規模に違いはあっても家庭的保育事業でも管理、事務業務は必要であり、日常的な管理業務や会計処理などを始めとする事務は家庭的保育者が現在は夜間や休日に行っているのが現状です。家庭的保育者の負担を少しでも軽減していただけるように考慮していただくことを希望します。

それから、検討例⑥で家庭的保育の補助者の配置についてです。この検討部会で再三発言させていただきましたが、受託児3人以下の場合、基準上は家庭的保育者1人で保育することができるかとされています。現実には、1人で3人の子どもを保育することは安全面、保育内容の充実という点からは不適切です。

この3名も、ほとんど異年齢です。子どもが3人以下の場合、現行では子ども1人当たり1日約1時間相当の補助者雇用費が国庫補助で出ていますが、午睡中の健康観察、呼吸観察への対応も大事なことで、または1日を通して同じ保育者が対応することから、家庭的保育者が休息を確実にとれるようにすることも安全性を担保する上で重要なことです。

さらに、この部会での検討により、自園調理を導入するに当たり、このことも既に発言していますが、調理に当たる時間と外遊びの時間が重なるため、同じ保育補助者が調理に当たることはできません。そのため、子ども1人当たり1日約2時間の補助者雇用費を確保していただくと、子どもが3人いれば補助者は1日6時間いることになるわけですが、その6時間の使い方について必要な時間帯の補助者を複数体制にすることが可能になるのではないかと考えます。

最後に、家庭的保育については他の保育事業と比較して人件費が高いと指摘されることもありますが、居宅を保育室として提供している個人実施型の家庭的保育者には家賃補助もありません。人件費以外の費用が低く抑えられている現状にかんがみ、御検討いただけるようお願いします。

たくさん述べましたが、よろしくお願ひいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、高尾委員お願いします。

○高尾委員 経団連の高尾です。

同じく25ページの「特定地域型保育事業に係る事項について」でございますが、検討例③のところにも事業所内保育事業について書いておられます。この事業所内保育所の公定価格について意見を述べさせていただきます。

企業にも事業所内保育所がない場合につきましては、従業員の子どもは地域の保育所を利用することとなります。また、地域型給付の対象となる事業所内保育所内では、親が従業員と地域住民という違いはございますが、地域枠のお子様も従業員枠のお子様も同じ施設内で同じサービスを受けるということでございます、そこを考慮していただきたいということでございます。

事業所内の保育所は、待機児童を減らすために役立っているということに加えて、

同じ年齢のお子様をお預かりしており、必要経費は同じである以上、従業員の子どもか、地域の子どもかという違いで差を設けるといふ合理的理由はないと考えます。新設される事業所内保育所で新制度の枠組みに入るところにつきましては、公定価格で両者に差を設けず、同じ扱いとすることを原則としていただきたいと存じます。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、溜川委員お願いいたします。

○溜川委員 認定こども園連絡協議会の溜川でございます。

まず、応諾義務と上乗せ徴収についてははっきり申し上げておきます。これまでも申し述べましたが、応諾義務について、特に1号認定子どもについては原案に出ておりましたように、「事前公表を前提とし」ということがあります。各施設がその施設の考え方をもって決定していくというようなものを支持してまいりたいと思います。

また、上乗せ徴収は1号子どもについて少なくとも認めていただけませんと、恐らく幼児教育の分野の方の参入は図れない。そしてまた、その部分がないと特色ある教育・保育を続けていくということが現実難しい部分もございませう。ですから、この点、特に私立学校の学校教育を担い続けるためにも、その部分についてはお認めいただかざるを得ないのかなと思います。

現実問題といたしまして、上乗せ徴収の中の実費負担分は恐らく皆さん方の意見に相違はないと思いますが、更に上乗せしなければならないものは何なのかというところを、いずれは深く進めていくのしょうけれども、今の時点でももう少し進めていくことが必要かと思ひます。

ちなみに、幼保連携型においては、幼稚園の制服等について保育所の機能を利用するお子さんも同様に保護者にお買い求めいただき、同様の形で保育をしているというケースは、ままございませう。分け隔てない保育をしていく上において、そのようなものが必要であればそうせざるを得ませうので御理解いただきたいと思ひます。

次に、公定価格については施設類型によって格差をつけるべきではないという御意見も幾つか出ておひます。しかしながら、先ほど榊原委員がおっしゃったように、特に新幼保連携型認定こども園について高い機能、あるいは一つの理想を追っていくということであれば、当然ながらその部分にふさわしい価格を設定するべきだと私も考えます。施設長や主任保育士、あるいは事務雇上げについては実態調査で明らかになっておひますように、大方の現在の保育所においても置いていらっしやる職員さんです。そのことを含めましても、こういったものは加算ではなく基本分に含まれるべきだと思ひます。

さらに、特に事務管理経費については決定的に違いが出てきます。直接契約に伴う事務量は増大なものがあります。卑近な例で申しわけないのですが、私の園において現在、入園の面接を始めておひますが、40人、50人というお子さんを次々と面接をしておひます。そして、さらに市が本来用意すべきかどうかはわかりませうが、公立の保育所であれば用意されるべき書類を用意し、そしてそれらの処理をしておひます。これは、現在の認可保

育所にはございません。こういったものを認定こども園が担い続けていくということが前提となっておりますので、当然ながらそこにおける加算額の単価は異なってきます。したがって、そこに差が出てくるのはやむを得ないのではないのでしょうか。そのようなことについて御理解いただきたいと思えます。

また、障害児の保育についてですが、これについては先ほど来出ておりますように、それが地方交付税の中に一般財源化されているという仕組みでいいのかどうかということ、本席には知事会や、あるいは首長等もいらっしゃいますので、よくお考えになっていただきたいのです。ぜひ保育事業者としても一般財源の中で各自治体が考えていくという形でいいのかも含めて、能力ある保育者を障害児さんの保育に当てるといことは一番大事なのですけれども、それを担保していくこととか、あるいは自治体によってその取り扱いが違ってくるということで実は我々の仲間においてもいろいろ差がございますので、やはりどの自治体においても同じような保育が受けられるようなものを仕組みとしてつくっていくべきだと思います。

最後に、本会議とは直接関係がない部分になるかもしれませんが、前にお話ししましたが、保育士の処遇改善の特例事業を始めていただいたので、保育士等の処遇改善に対してはとてもありがたく思っております。

しかしながら、幼保連携型において幼稚園機能の職員に対しては、結局それは自己財源をもって当てざるを得ない、現在の学校法人なりの幼保連携型の事情がございます。もし特例事業を26年度においても継続させようというお考えがあれば、幼保連携型で純粹なる幼稚園機能の職員においてもお考えいただくようお願いを申し上げておきたいと思えます。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

次は、古渡委員をお願いします。

○古渡委員 全国認定こども園協会の古渡です。協会としては、2点あります。

まず1つは今、溜川委員からも幼稚園教育の部分というお話がありました。よく考えてみますと、今回施設型給付を受ける施設の職員の処遇改善というものが本当はメインなんじゃないかと考えております。そういう意味では、保育士、幼稚園教諭、その他もあると思うのですけれども、保育士、幼稚園教諭と分けてしまうと全体的な処遇改善ができないのではないかと考えております。それが1点です。

もう一つは、これも先ほど来から日本保育協会や全国私立保育園連盟からご意見がありますように、保育所と認定こども園を一緒にしてほしいというお話がよく出ます。もちろん基本部分に対しては共通というお話がよく出るのですけれども、よくわからないのが、認定こども園は現行法の認定こども園と新幼保連携型認定こども園があります。そう考えたときに、保育所団体たちは認定こども園の保育所機能部分に対する話を言っているのか、全体の話と言っているのか、日本保育協会とか全国保育協議会の方も戸惑っているのではないかと思います。そういう意味では、少しここを整理していかないと論点がうまく

いかないのではないかと考えております。

もう一つは、そう考えますとたくさんお話が出ておりますけれども、新幼保連携型認定こども園に対する基準をかなり上げてきていると思います。そういう意味では、適正な公定価格という考え方がベストなんじゃないかと考えております。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、坪井代理人をお願いします。

○坪井代理人 全日本私立幼稚園連合会の坪井でございます。数点ございますので、よろしくをお願いします。

まず第1点、職員配置でございます。幼稚園には、職員配置基準というものがございません。今回つくっていただきたいと思っております。35人というものがあるのですが、これは学級編制基準の上限ということで、35人でやっている幼稚園はまずありません。幼稚園の実態を十分に踏まえて、現在の経営、運営が成り立つような公定価格の設定をお願いしたい。

ちょっと卑近な例ですが、私どもの園で13学級あります。13学級で、5月1日現在265名の園児で、今、満3歳児が増えましたので290名ほどになっていますが、そこに対して教員が23名と、バスの運転手も含めて事務等が9名、32名でやっています。ということは、かなりその学級数よりも多くの人間がいるということをお理解いただきたいと思っております。特に、その中で3歳児のクラス、満3歳児のクラスについては完全に複数担任をしております。それだけ手がかかるということでございます。

また、事務職員につきましても現在平均1・何人、私立幼稚園にいるわけですが、事務処理体制が今度新制度において大変なことになってきます。プラス1名程度、必ず要ると思っております。これも考慮した公定価格をお願いしたいと思っております。

第2点は、処遇の改善です。他の職種といたしまして、幼稚園、保育所の処遇は非常に低いものがあります。これは保育士と同様の仕組みを設けていただくということと、幼保間の格差がないような仕組みとしていただきたい。その際、民改費や昨年度補正での特例事業のことは当然といたしまして、さらなる処遇改善をお願いしたい。

新制度におきましては、保育士等の確保が一大前提となります。相当な処遇改善を伴わないと、やろうにも人がいない。人がいなくてできないということになりかねないと思っております。この点もよろしくをお願いしたいと思っております。

第3番目ですが、短時間就労者について8時間対応できる職員体制ということをおっしゃってありますが、幼稚園についても子どもの在園時間は4時間～6時間程度でございますけれども、今日の保育の振り返りであるとか、教職員間の意見の交換であるとか、明日の保育の教材の準備等、いろいろなことで8時間ないし10時間程度、先生は勤務しております。こういったことも考慮した公定価格の設定をお願いしたい。

また、次に4番目で給食費でございます。現在、多くの幼稚園で給食が実施されております。新制度では、認定こども園におきましては1号認定子ども、2号認定子どもが混在

ということになります。1号認定子どもとその家庭が不公平な取り扱いにならないよう、1号子どもへの食事提供の費用も公定価格の中で見ていただきたい。

実費徴収という話もありますが、実費徴収にすると保護者負担100%となりまして、保育所と整合性が全くとれなくなりますので、ぜひ給食費の取り扱いについては公定価格の中で見ていただけたらと思っています。

次に障害児ですけれども、これも幼稚園の現場で年々多くなって現場では大変苦労しております。補助体制をぜひ新しい制度の中で認めていただきたいと思います。

次に、減価償却費でございます。減価償却費の一定割合を公定価格の中に組み込むという話でございますけれども、どの程度を想定されているのか。これの答えをいただきたいと思っています。

また、幼稚園につきましては従来から自己資金でもって建てかえとか修繕を行ってきています。これは、保育所とかなり違うやり方をやっておりますので、新制度におきましてもその点、幼稚園に対する手当てを手厚く見ていただかないと公平性に欠けるのかなと思っています。

さらに、子育て支援でございますが、ほとんどの幼稚園で非常に熱心に子育て支援の事業に今、取り組んでいるという実態がございます。こうした子育て支援事業が、新制度におきましてきちんと位置づけられるように、ぜひお願いしたい。公定価格の中で見ていただきたい。

最後に1点、事務処理体制です。これはたくさんの委員の方がおっしゃいましたが、一番大きな影響を受けるだろうというのはやはり私立幼稚園と認定こども園かなと思っています。これは、一人一人異なる保育料になりますので、その保護者負担部分も施設側、幼稚園なり認定こども園で徴収することになりますので、事務処理関係は母子も含めてすごく大変になります。ここをぜひ十分に見ていただきたいと思っております。以上でございます。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、宮下委員お願いいたします。

○宮下委員 宮下でございます。お願いいたします。

まず、職員の配置基準についてでございますけれども、6ページのところにありますように、現在の幼稚園におきましては学級編制上、1学級35人以下となっており、配置基準というものはありませんが、現在の幼稚園の実態数は、学級編成上の定員と大きな差があります。

そのような中で、現在のこの実態を踏まえ、今後の運営、あるいは経営が十分成り立つような公定価格の設定にしてほしいと思います。

また、3歳はもとより4歳、5歳とも学級担任のみの配置では子どもの健やかな育ちを保障するための十分な教育、保育ができないことから、職員配置基準の改善が必要であると考えています。

9 ページ、職員の処遇改善についてですけれども、幼稚園の教職員の給与水準は非常に低いと思います。これらについては先ほどから大勢の委員の方からご意見がありましたが、私もこのための是正を行うことが必要であり、公定価格設定においてもぜひ考慮していただきたいと考えています。

また、保育の質の保障という意味から、勤務年数、あるいはその経験の積み重ねは非常に大切なものであると思っています。主任教諭や指導教諭など、経験の長い職員については給与水準も高いことから、人件費の設定に当たってはぜひ配慮していただきたいと思います。

事務職員については、施設型給付になった場合は利用契約やそれぞれにかかわる多数の事務、業務が発生し、膨大な事務負担となると考えられます。これまでの配置数に加え、さらに必要な人員の配置ができるようにしてほしいと願っています。

22 ページ、「子育て支援機能について」ですが、現在幼稚園で行っております地域の子育て支援事業の果たしている役割は大きなものと考えています。さらにその活動が充実するためにも、公定価格の中に入るべきだと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、山口委員をお願いします。

○山口委員 一般社団法人日本こども育成協議会の山口でございます。私のほうは、5 点でございます。

まずは、多くの委員の方がお話をされたことと幾つか重複いたしますが、応諾義務と表裏の関係であります、障害児に対する加算もしくは補助でございますが、先ほど重症心身のお子さんが1,000人程度というようなお話がありましたが、これは発達障害とか、そういったところまで広げてまいりますと、実際には私どもの園だけでも発達障害と認定された子どもは約2.5%、それからいわゆるボーダー、気になるお子様まで入れると6%の子どもをお預かりしています。

しかし、そのお子さんに対する処遇というのは自治体によって大きな違いがございます。これは、例えば平成22年の基本制度ワーキングチームのときに事務局がお示しになりました資料の中がございますが、例えば重度や中度の場合、自治体によってですが、障害児1人につき月額2万2,000円から21万7,000円、こんな大きな処遇の差が自治体によってあるということでございます。

これは、軽度まで含めると1万円から12万6,000円と、一応現行制度では地方交付税の中で約2対1の加配と、それから必要な物件費というふうになっておりますが、実態としてはかなり大きな差がございます。しかも、これも例えばはつきりと発達障害と認定された子どもだけに対して処遇をするというところもあれば、ボーダーまで含めて処遇をするという自治体もございます。

しかも、これは認可保育所だけでございます。例えば、自治体が独自で設けております東京都認証保育所のような認可外になりますと、ほとんどの自治体は全く処遇しておりま

せん。つまり、そこでお子さんを預かるには、これははっきりとボランティアで預かるしかないということでございます。

しかしながら、先ほども委員の方がおっしゃっていましたが、大体0歳児ではそういった障害の発見はほとんどできません。2歳から3歳くらいから発見できるわけですが、そのときになって、あなたは障害児だから出ていってくださいということは当然できないわけでございますので、これはほとんどの事業者がボランティアで持ち出しでやっているという状況でございます。

こういった問題になっているのは、やはり一般財源化された折から自治体に全て任されているということが私は一番の問題だと思います。今回の改正の中で、子どもたちに対する給付、個人給付であるのであれば、これは国の制度として統一的な基準を設けて行わない限り、自治体に委ねられている限りは、こういった大きな差が子どもたちに対して生じるということを申し述べておきたいと思います。ぜひ統一的な基準を策定していただきたいというのが1点目でございます。

それから、これも何人かの委員がおっしゃっていましたが、アレルギーのお子さんが最近非常に多くなっております。私どもで約1万人のお子様を預かっておりますが、そのうちの10%、約1,000人が何らかのアレルギーを持っていらっしゃいます。代替食であったり、除去食であったり、それぞれ施設によってはいろいろな対応の仕方をされていると思いますが、いずれにしろ、例えばみそだとかしょうゆとか、こういった調理の基本的な材料でさえ成分チェックをこと細かくやっていかないと大変危険であるということから、私どもでは栄養士を配置しております。

できれば栄養士を必置にしていきたいと思いますのですが、それがかなわないのであれば、せめて栄養士等の質が高い配置をしている場合には加算する等して頂きたいです。当社内ではアレルギーの子、1人に対して幾らというふうに職員に処遇しているわけですが、そういった補助が出るとか、そういうことをしていただかないと子どもの安全というのは守れないと思っております。現に1年ほど前、ある小学校でアナフィラシキーショックで亡くなったという事例があったことでも、かなりいろいろな自治体、それから社会もこの点に関しては注目しておりますので、ぜひ御検討いただきたい。2点目でございます。

3点目は、地域区分について意見がございます。現在の地域区分は、ほとんど合理性がないのではないかと思われる点がございます。特に、都市部とその衛星地域に関してです。私どもが運営して知っている限りでお話をしますと、例えば23区でいうと、23区は地域区分が100分の18でございます。その隣の川口市、たった駅1つをいっただけで100分の6まで落ちてしまいます。しかし、川口市というのはおわかりのように東京都23区のベッドタウン化しておりますから、そこに住んでいる人は1駅いくと100分の18の処遇を受けられて、その地域で働くと100分の6です。

もっと顕著な例で見ますと、例えば名古屋市と長久手市、これはその地域に行かれたことのある方はおわかりと思います。その中でも、同じ駅でちょうど名古屋市と長久手市に

分かれているわけでございます。そんな中で、同じ駅にもかかわらず、名古屋市は100分の12、長久手市はその他区分と、非常に大きな差がございます。そうすると、その地域に住んでいる人はやはり処遇の高い名古屋市のほうに行き、長久手市のほうで働く人が少なくなる。そのために、長久手市の保育園のほうも名古屋市に合わせた処遇にしないと人が採用できないということが現実的に起こっています。

これは、同じように京都市と向日市では同じ駅でちょうど駅が半分で、こちら側は向日市でこちら側が京都市というふうに分かれています。住民が全く同じわけですね。それにもかかわらず、保育単価がここまで違うというのは余りにも合理性に欠けている。ぜひこの点を再度検討していただきたいということが3点目でございます。

それから4点目、第三者評価についてでございます。建物基準や職員数などといった形式的な基準も重要なことではあります。これは単に形式基準であって、実質的にその施設をよくするかどうかというのはもっと中身を見て、どういった保育をやっているのかといった実質的なところまで踏み込まないと、本当に保育の質というのは上がると思えません。そういうことから、今のところは自治体が独自にやっていたところは受審率が高いわけですが、そうでないところも受審できるように、質を上げるためにもここに補助をつけていただきたいと思えます。

最後になりますが、保育単価、公定価格になるわけですが、これは積み上げ方式を支持いたします。といいますのも、子育て支援をやるか、やらないか。何をもちえて子育て支援かというのは、これまた基準を考えないといけないと思えますが、やっていなくてもその基準額でもらえてしまうというのでは、これはやはり進んでいきません。ですから、やったところに対して本当に必要な経費を負担するというのが合理性ある負担の仕方だと思っております。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 まず1つ目が、公定価格のところの10ページです。皆さん御意見があったところですが、処遇改善とキャリアアップについてです。特に一番下の保育士のキャリアアップについて、幼稚園の教諭もやはり平均勤続年数は短いという傾向にありますので、そこをしっかりと担保していくということが大事で、特に20代、30代というのは保育士も幼稚園の教諭も子育て世代に重なりますので、そういった意味では保育士がきちんと育休をとれているかどうかということもしっかりと公定価格上、審査をすることが大事かと思えます。

それで、17ページの障害児についても御意見のあったところですが、当然応諾義務はあるにしろ、受け入れ施設側の負担を考えるとしっかりと公定価格に乗せるということが大事なかと、それが親側の安心感にもつながっていくのではないかと思います。

もう一点は、「資料2-2 利用者負担について」のところ。4ページの「教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担の変更のイメージ」について、「現行の負担水準を

基本とする」と書いてありますが、現行を見ると公立と私立の差が大きいのではないかと思います。特に周辺地域に公立がない場合というケースも結構ありますので、そういった場合を考えると不公平になっていくのではないかと思いますので、価格上もうちょっと整理をしたほうがいいのではないかと思います。

最後に、10ページのところです。「利用者負担の切り替え時期について」ですけれども、これは仕事が変わったり、給与が急変してしまった場合等々ありますので、それを考えると例2がいいのではないかと思います。もちろん、行政側の負担もありますので、それをしっかりと考慮した上で対策をとることが大事ですけれども、やはり前年だけの基準をもとにしていると収入が減って大変になる世帯も多くなってしまいますので、そこら辺の柔軟性をもっていくことが大事かと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、渡邊委員をお願いします。

○渡邊委員 今、公定価格の個別論点についていろいろと意見が出されているわけですが、私からは総論的な話をしながらお願い申し上げておきたいと思います。

まず、子ども・子育て支援法の新制度によって、いわゆる施設環境に基づく給付関係が施設型給付になったわけですし、小規模保育等に対する給付として地域型保育給付を新たに創設したわけでありまして、そして、この公定価格の捉え方によって、利用者負担との関係もありますけれども、給付費に跳ね返ってくるわけでありまして。

そういうことからしますと、これまでいろいろな基準等について示されて、それに対して議論してきたわけです。例えば、基本指針の問題とか、認可基準の問題とか、それからいわゆる小規模保育等に対するいろいろな事情による分類があるわけでありまして、それらへの対応の仕方とか、それぞれにきちんとした意見を持って、それを対応案としてある程度まとめられてきた経過があるわけです。それらを公定価格に反映させることが、やはり一義的には大事ではなからうかと思えます。

そして、その中でさらに、例えば施設の減価償却の問題とか、いろいろな問題があるわけでありましてけれども、それらも踏まえた中できちんとしていく。整合をとっていくということが一番大事なのではなからうかと思えます。

そして、これは基本制度案の議論の中でもいろいろと県、それから我々市町村の立場からも申し上げてきたのですが、せっかく子育て三法ができて、私どもから見れば、またそれぞれの事業所の皆さん方からも同様の意見が出ていますが、社会で支えるというこれまでの国家の仕組みとしてなかった非常に有意義で拡充された子育て支援対策になっていると思うのです。

それらが税と社会保障の一体改革の中で、ある程度の予算を確保されるかはわかりませんが、やはり幾らいい制度や基準、公定価格を設定したとしても、それらが予算として反映されなければ意味がないわけでありまして、予算確保について、今日副大臣はいまさんからそういう大所から申し上げてもどうかと思いますが、公定価格に反映されて、そし

て予算の獲得がきちんとされることが前提になろうかと思っておりますので、今日は公定価格という個別の論点の中で、もうちょっと先に申し上げればよかったのですが、このことを前提としてお話申し上げておきたいと思っております。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。公定価格についてはよろしいですか。

保戸田代理人、お願いいたします。

○保戸田代理人 全国国公立幼稚園長会から、今日は代理で参りました副会長の保戸田と申します。よろしくをお願いいたします。

先ほどから、たくさんの御意見がでております職員の処遇の改善に関しては、同意見です。ご検討よろしくお願ひしたいと思います。質の高い教育、保育をするためには、キャリアを積むことが大事です。今、職員は多大な仕事の量をこなしています。もちろん、最善の教育・保育、そして子育て支援、そして幼小の連携と、たくさんの仕事をしている中で、やはり先生たちが永く仕事を続ける保障をするために処遇の改善をお願ひしたいと思います。

そして、先ほどから御意見があります支援を要するお子さんの受け入れについてですが、幼稚園でも各クラス2名、3名、4名、5名、たくさんの子どもたちを受け入れております。一人一人の子どもが最善の教育、保育を受けられるようにすることが、一番よいことではないかと思っております。幼稚園でも、預かり保育を実施しております。現に私の幼稚園は11時間、お子さんをお預かりしている現状であります。その預かり保育にでも、支援を要するお子さんを受け入れております。教職員の確保ということがこれから求められるのではないかと思っております。

現在でも、有資格者や免許保有者が足りない状況です。これからはたくさん人手が必要になります。そのためには、一度仕事をやめた方が、また仕事をしたくなるような待遇の改善がないとますます人が足りなくなります。幾ら子どもにとって最善の保育・教育をと考えてもなかなか実施できないのではないのでしょうか。どうぞ御配慮願ひしたいと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

今日は、まだ時間があるのですが、今の追加であれば思います。

では、坪井代理人どうぞ。

○坪井代理人 利用者負担の切り替え時期についてお話するのを忘れておりました。

例1、例2、例3ということで3つ出ておりますけれども、幼稚園の実態からすると例の1、前年度分の市町村民税額により認定するというので、年度の途中で変えるというのは非常に厳しいものがあると思っております。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。ほかに追加御意見はございますか。よろしいですか。

事務局から何かございますか。お願いいたします。

○橋本保育課長 先ほど坪井代理人のほうから、減価償却費の取り扱いについて御質問をいただきました。公定価格の個別論点の18ページのところでございますけれども、この中

で「一定割合に相当する額を組み込む形で」ということで、どのくらいの割合かという御質問をいただいたわけでございます。

このあたりは今後議論をしていかなければならない事項でございますので、まだまだ今の時点で申し上げる話ではないと思いますが、施設整備費がこういったフローの中に形を変えるとというふうな意味合いを考慮しましたときに、現状の施設整備費の場合の公費負担率がどうなっているかと申しますと、保育所の施設整備の場合には公費が4分の3という形になっております。また、幼稚園の場合には公費が3分の1という形になっております。こういった現在の足元の状況を出発点にしながら、今後御議論いただければと思っております。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。ほかにはよろしいですか。

それでは、3番目でございますけれども、放課後児童クラブ及びその他の報告事項につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

○為石育成環境課長 それでは、資料3でございます。これは、12月11日に第7回の放課後児童クラブの基準に関する専門委員会を開催いたしましたときに提示させていただいた資料でございます。この段階では報告書案ということでございますが、議事の中ではおおむね文言の修正、あるいは補足的な説明ということはお意見でいただきましたが、最終的には委員長一任という形に整理をしております。方向性としては、中身は変わらないということでございますので説明させていただきたいと思っております。

それでは、1ページのところを開いていただきたいと思います。まずここは基本的に今までの経過をまとめております。2ページの頭で、委員会は本年5月に設置されまして、7回にわたる議論を重ねてきて本報告書をまとめたという経過でございます。

1の「基準の範囲・方向性について」ですが、下から2つ目の丸のところを見ていただきます。放課後児童クラブは、これまで多様な形態で運営され、各地域におけるニーズを満たしてきたことから、今後、新たな基準を策定する上で、現に事業を行っている放課後児童クラブが着実に質の改善に向けた努力を積み重ねて行けるよう、全体的な質の底上げを図りつつも、一定の経過措置等の検討が必要である。

なお、省令上の基準として定めるものとしては、職員の資格、員数、施設、開所日数・開所時間、集団の規模、それと「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の総則に規定された事項とする。また、今後新たにガイドラインで示すべき主なものとしては、以下のものが考えられるということで、7点ほど提示させていただいております。

3ページの「(2) 放課後児童クラブの基本的な考え方」でございます。一番下のところに、放課後児童クラブに求められる機能としては、児童と保護者が安心して利用できる居場所としてふさわしい環境を整備していく。安全面に配慮し、児童が自ら危険を回避できるよう自己管理能力を育てていく。児童の発達段階に応じた主体的な生活や遊びが可能となるよう支援を行うことが適当である。また、子どもの様子を家庭に伝え、日常的な情報交換を行うことにより、子どもを見守る視点を家庭と放課後児童クラブで補い合うこと

で、保護者が安心して子育てと就労を両立できるよう支えるということでございます。

4 ページにまいります。「具体的な基準の内容について」の記述ですが、「(1) 従事する者」につきまして2つ目の丸のところです。「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とする。

最後の丸のところですが、放課後児童クラブと児童厚生施設とでは、児童とのかかわり方の観点から求められる知識や職務の内容が異なるため、必要な知識・技能を補完するための研修を制度化する。

5 ページのところでございます。一番上ですが、省令上の資格の水準は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者（これは「児童の遊びを指導する者」のことでございます）であって、研修を受講した者とするのが適当である。

次の丸でございます。有資格者となるための研修については、原則として都道府県が実施することが適当である。なお、都道府県から委託を受けた者が実施することも可能とすべきである。

その次の丸で、研修科目については、具体的な内容については別途検討が必要である。

その次の丸で、有資格者となるための資格要件の一つとしては、児童と継続的なかかわりを持った経験のある者についても要件の一つに加えることが考えられる。どのような者を認めていくか、引き続き検討が必要である。

その次は、一定の経過措置等の検討が必要である。

その次にまいりまして、さまざまな経験を持った地域の人材が放課後児童クラブの子どもと積極的にかかわってもらうことが重要であるため、必ずしも業務に従事する者全員に資格を求める必要はないと考える。したがって、有資格者でない者も業務に従事することを可能とする。

最後の行になりますが、ただし、有識者以外の者についても、ガイドライン等で着任時の研修の受講を推奨する。

「(2) 員数」で、これは従うべき基準でございます。2つ目の丸のところですが、子どもの安全や育成・支援の質を確保する上で職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とする。

次の丸とその次の丸は合わせて説明します。小規模クラブについては（これは20人未満のクラブですが）、職員の員数は2人以上の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には1人でも可とする。この場合の専任の職員は有資格者であることが適当である。

「(3) 児童の集団の規模」でございます。これについては、7ページの頭でございます。最初の丸で、規模については子どもの視点が重要であり、児童が相互に関係性を構築したり、一つの集団としてまとまりを持ってともに生活したり、職員が個々の児童と信頼関係を築いたりできるという観点では、児童の集団の規模はおおむね40人までとする。

次のところがございます。ただし、大規模クラブも少なからず存在している。国の方針として取り組んできたとおり、複数のクラブに分割して運営することや、分割して運営する方法によりがたい場合には、一つのクラブの中で複数の児童の集団に分けて対応するよう努めることとし、国としてもおおむね40人規模のクラブへの移行を支援していくことが必要である。

その次のところがございます。「児童数」の考え方につきましては、毎日利用する児童の人数に一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当である。

「施設・設備」につきまして、これは参酌すべき基準ですが、「（１）専用室・専用スペース」について2つ目の丸のところがございます。専用室・専用スペースは生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、放課後児童クラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋、またはスペースと捉えることが適当である。

その次で、事業を実施するに当たっての活動拠点である専用室・専用スペースを設ける際の面積については、児童1人当たりおおむね1.65平米以上とする。

下にまいりまして「②その他」でございます。2つ目の丸のところ、保護者が昼間家庭にいない児童に対して生活の場を提供するものである以上、体調が悪くなったときに休息できる場所は必要であるため、静養スペースを設ける。静養スペースの設置の方法は、各クラブの実情に応じたものとすべきである。

次に、9ページでございます「開所日数【参酌すべき基準】」でございます。これにつきましては3つ目の丸のところ、おおむね平日の授業日に学校の長期休業を加えた数である年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるものとするのが適当である。

「（６）開所時間」につきましてはやはり3つ目の丸、最後の丸になりますけれども、平日は1日3時間以上、休日は1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるものとするのが適当である。

「（７）その他の基準」につきまして、上記（１）～（６）までの基準のほか、他の児童福祉事業等で定められる基準の内容等を参考として、省令上の基準とすべき事項について検討が必要であるということで、次の丸のところに幾つか列挙させていただいております。こういったものを含んで、特に「事故発生の対応」などについて省令上に定めるのが適当であるという整理をしております。

次の丸は、特に職員の倫理上の問題、倫理上の規定を遵守することが重要であり、基準上にも位置づけるべきである。

その次のところで、このほか安全管理、おやつ等におけるアレルギー対策等の運用上の留意点などについては、今後新たに策定するガイドライン等で示していくべきであるということがございます。

「３．その他の論点」につきましては、基準の範囲ではございませんけれども、今までに御説明した以外の内容について記述をしているところがございます。特に、11ページの

ところにございますあっせん・調整につきましては3つ目の丸のところ、「なお、児童が放課後を過ごす場所としては、放課後児童クラブのほか、放課後子ども教室、児童館等多様な居場所があることに留意することが必要である」ということをございます。

優先利用につきましても、2つ目の丸のところでは幾つか列挙しておりますけれども、こういったものが考えられるということで例示をさせていただき、詳細については施行までに整理して国として示すべきであるというふうにとまとめられております。

12ページにまいります。「(2) 対象年齢の明確化について」でございます、2つ目の丸でございます。児童福祉上の対象年齢は、「事業の対象範囲」を示すものであり、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができるように、個々のクラブにおいて6年までの受入れを義務化したものではないと整理されている。

3つ目のところで、ただし、市町村は支援に係る利用希望を把握した上で事業計画を策定し、事業等を計画的に実施することとされており、市町村において整備を進めることが必要である。

続きまして、13ページで「(4) 放課後児童健全育成事業として行わない類似の事業について」のところでございます。丸の1つ目のところで、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」としては事業を実施しない類似の事業については、児童福祉法の規制にかかわらず運営することが可能でございます。

次のところで、ただし、放課後児童クラブの利用を希望する保護者が、正確に理解した上で適切に選択できるようにすることが重要であり、届出対象事業者の一覧を作成し、情報提供する等の運用上の工夫が必要である。

「(5) その他」のところ、特に2つ目の丸は障害児の関係の記述でございまして、障害児の受け入れ体制の充実・強化を図っていくことが必要である。

3つ目の丸のところでは、虐待等を含めた支援が必要な子どもについて、放課後児童クラブについても要保護児童対策地域協議会の構成員としての継続的なかわりを持てるように今後検討していくべきである。

最後に「おわりに」という形になっております。

今日は、本来ならば子ども・子育て会議に柏女委員長がいらっしゃるはずだったのですが、御用があつて早期に退室されておりますのでメッセージを預かっております。こちらを読ませていただきます。

このたび、11日の「第7回放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」において、報告書の作成について委員長一任をいただきました。報告書案の報告時には、所要により子ども・子育て会議を中座しておりますので、ここに若干の補足をさせていただきます。

放課後児童クラブは、その歴史的経過から、これまでどちらかといえば多様性を包み込む政策がとられてきました。しかし、この間の放課後児童クラブに対するニーズの増大や多様化、大規模化は著しく、もはやその多様性を放置できない状況になってきたと言えます。

こうした状況を背景として、今般、国として放課後児童クラブの基準を策定し、その質の確保と運営の平準化を図ることとなりました。こうして設置された本委員会では、これまで7回にわたって審議を続け、ここに放課後児童クラブの基準のあり方について方向性を提示することに至りました。

審議では、子どもの最善の利益を保障するための質の確保・向上と、地域の実情に応じた多様性に対する配慮の両方に意を用いて、この2つの谷間の狭い尾根を歩くかのような厳しい道を歩んできました。時に難しい議論もありましたが、ようやく一定の基準について提言できました。子ども・子育て会議、同基準検討部会の御意見も審議の参考にさせていただきました。

報告書は省令基準についての提言が主となっていますが、それ以外のいわば局長通知・ガイドライン等のあり方についても一部提言を行っています。国においては、子どもの最善の利益を念頭に置いた本報告書に基づき、省令基準やガイドライン、研修カリキュラム等を策定していただくことを強く希望します。

義務教育や就学前教育、保育施設の基準に比べ、放課後児童クラブの基準は子どもの過ごす時間の長さにかんがみて著しく貧弱であり、この基準づくりを契機として、子どもたちの放課後生活が豊かに展開されていく社会がつくられていくことを心より願っております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、その他もよろしく願いいたします。

○長田参事官 それでは、引き続きまして資料4-1と4-2に関しまして御説明をいたします。

まず、資料4-1の「地方版子ども・子育て会議の設置状況について」でございます。これは、今年の7月時点での調査を一度御報告させていただきましたが、その後、9月議会での条例設置というのがかなり進んでございます。そういった状況を踏まえまして、改めて11月1日時点での状況を調査したものでございます。

この地方版会議は、法的な位置づけといたしましては、いわゆる努力義務ということで必置ではございませんが、できる限り重要な会議として設置をお願いしてきたものでございますが、1つ目の丸にございますように、この11月1日時点で設置済みが1,271団体ということで、前の調査時点からほぼ倍増ということになっております。また、今後、対応予定と合わせますと98.2%ということで、ほとんどの自治体が設置ないし設置予定ということで考えていただいているというありがたい結果となっております。

なお、会議体を置かないとされている自治体が15団体ございますが、詳細確認をさせていただきましたところ、人口規模、全体人口が2万人未満という小規模な自治体ばかりでございますので、当事者から個別に意見を聴取されるなどというようなことで、意見聴取の対応というのはそれぞれの状況に応じて適切に図っていただけるものと思っています。

なお、参考までに各都道府県別の設置状況につきましてもお示しをしております。

続きまして、資料4-2でございます。こちらは、今回初めて調査しました。国のほうでいわゆるニーズ調査のひな形をお示ししたことを受けて、各自治体のほうでニーズ調査の実施、あるいは実施の準備をしていただいているということでございます、そのあたりの状況を確認させていただいたものでございます。

11月1日時点で、こちらにつきましては実施済みは23.5%ということでしたが、実施準備中も合わせますと1,729自治体、99.3%の自治体ということで、ほぼほとんどの自治体で実施していただくというような状況になっております。

なお、実施しないとされているところも先ほどの地方版会議と同様でございますが、非常に小規模な自治体で十分にそのニーズが把握できるという判断がされているといったような状況になってございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○定塚総務課長 引き続きまして、参考資料の1と2について御紹介させていただきます。

次世代育成支援対策推進法の延長・強化につきまして、労働政策審議会での審議結果というものが出ておりますので御報告をさせていただきます。この次世代法につきましては、10月3日の子ども・子育て会議におきまして、労働政策審議会ほか関係省庁においてこの法律の延長・強化の検討をこれから行いますということ、それから検討結果については子ども・子育て会議に報告しますということを委員の皆様にご説明してきたところでございます。

また、内閣府に置かれた少子化危機突破タスクフォースからも緊急提言という形で、次世代法の延長・強化の御要望等をいただいているところでございます。

参考資料1をご覧いただきたいと思っております。参考資料の表に次世代法全体の構造を書いてありますけれども、今回、労働政策審議会の建議が出された部分は右側の水色の「事業主行動計画の策定・届出」という項目、並びにその上の黄色いところの「行動計画策定指針」に関する事業主部分でございます。

具体的には、参考資料1の裏面をご覧いただきたいと思っております。こちらの右側のほうに労働政策審議会の建議の概略に書かれておりますので御紹介申し上げますと、まず一番上、「法律の延長」については10年間の延長をするということで、従来10年間の時限立法だったものをさらに10年間集中して取り組みを進めるために延長するということ。

第2点目が策定指針の内容を追加ということで、行動計画策定指針の内容にここに書かれている①、②の内容、すなわち非正規雇用の労働者が取り組みの対象であることを明記する。こちらは、従前から取り組みの対象ではあるのですが、なかなかそれが十分知られていない、あるいは行動計画に盛り込まれていない場合もあるということから、これを明記するということです。

それから、2点目といたしまして働き方の見直しに資する取り組み、例えば男性の育児休業取得促進の取り組みや所定外労働の削減、年休の取得促進の取り組み等を進めること

が重要であるということを策定指針に盛り込むということが提言をされております。

また、2つ目でございますけれども、「一般事業主行動計画」について、現行では行動計画の策定・届出義務が101人以上の企業全てにあるわけでございますけれども、建議におきましては現行のこの行動計画の策定・届出義務の枠組みを維持しながら高い水準の取り組みを行っている企業、取り組みが進んだ企業については新しい認定というものを用意しまして、新しい認定を受けたところについては行動計画の策定・届出に変えて両立支援の取り組みの実績を公表する、見える化するということに変えるということを提言しております。

また、次に「認定制度」でございます。現状、左のような「くるみんマーク」を認定企業の証として使用できるようにしているわけでございますけれども、まず現行のこの認定制度については3点の見直しを行うということです。

1点目が男性の育休取得についての基準、これが中小企業についてはなかなか子育て期に育休を取るような男性がいないという御指摘もありますので、特例を拡充する。また、女性の育児休業取得の基準の見直しについて検討する。働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置に係る基準について見直しをするという3点が掲げられています。

それからもう一つ、先ほど申し上げた、新たな認定制度というものをつくって、新しい認定制度の認定基準について現行基準よりも高い基準を設ける。また、現行の認定基準にないものを追加するというので、新たな認定基準の高いものを目指すような企業を促進していくというものでございます。

基準としては、男性の育休取得基準について、より高い基準を設ける。それから、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置について、一定の条件のもとで数値目標を定めて実施し、達成することとする。女性の継続就業に係る基準を新設する。育児をしながら活躍する女性を増やすための取り組みに係る基準を新設するといった項目でございます。

また、左の下の方に書いてありますが、次世代法の効果的推進方策として、この認定の認知度を高める。また、インセンティブとしての優遇措置の積極的な検討を行うことが必要であるという旨も建議に盛り込まれているところでございます。

以上が、一般事業主行動計画の建議でございますが、ほかの次世代法の部分、地域行動計画関連部分、それから国家公務員・地方公務員の事業主としての特定事業主行動計画関連部分についても関係省庁とともに検討しているところでございます。今のところ、延長について否定的なところはございませんので、こうした状況を踏まえて厚生労働省としては、来年の通常国会へ次世代法改正法案を提出する予定であることを御報告申し上げます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

3点御報告いただきましたが、特に御質問があればお受けいたしますけれどもいかがで

しょうか。

では、尾身委員お願いします。

○尾身委員 ありがとうございます。放課後児童クラブの基準に関する専門委員会の報告書についてですが、報告書の「おわりに」に、「厚生労働省には、本報告書を踏まえた省令の立案や運用面の改善など必要な対策を取る」との記載がございますが、具体的には、今後どのような流れで、またタイミングとしてもどのような場で検討されていくのか、お分かりの範囲で結構でございますので、教えていただければと存じます。

○無藤会長 では、お答えをお願いいたします。

○為石育成環境課長 これにつきましては、委員長と御相談をした上で文言は多少修正になりますが、報告書を公表させていただくということになります。続きまして、この報告書をもとにいたしまして省令基準の策定を考えております。年度内に省令として公布していくということになります。

26年度になりまして、この省令基準に基づいて各自治体で条例を定めていただき、27年4月スタートという流れになってこようかと思っております。

また、省令の策定過程では、こちらの委員会のほうにも御報告させていただきながら御意見をいただくという形になると思っております。

○無藤会長 ありがとうございます。ほかに御質問はありますか。

では、竹内代理人どうぞ。

○竹内代理人 全国市長会から出ております三鷹市清原の代理の竹内です。

今回、報告書の段階ということでございますが、今後の対応について要望させていただければと思っています。これは、都内の市町村の学童保育担当の主管課長会等でも出た意見でございます。

都市部の私どものほうの近隣自治体では、対象年齢の拡大に伴いまして入所児童の増加も見込まれることから施設の確保、指導員の確保、それから高学年に対するスキルの習得、待機児童の増加などの問題が生じることが懸念される場所ですが、直ちに6年生までの受け入れ体制を整えることは非常に厳しいと思っております。

それで、今回の報告書でも、高学年の受け入れにつきましては対象事業の範囲内を示すものであるということで示されており、合わせて個々のクラブにおいて必ずしも6年生まで受け入れなければならないということで示されておりますけれども、ただし、利用ニーズを把握した上で提供体制の整備を各自治体で図るという方向性かと思っております。

現在進めているニーズ調査の結果等をどう見極めていくかというのは非常に重要になっていくわけですが、高学年の利用について6割近くは利用を希望している自治体もあると聞いているところです。

こうした利用ニーズを踏まえますと、提供体制を確保する必要があるというふうに判断せざるを得ない場合、施設や指導員の確保等、先ほどの課題に当然自治体として直面することになります。私どものほうとしましては、それぞれ学童については地域事情が大きく

異なりますけれども、対象年齢の拡大については利用者にとって期待感が先行する傾向等もございますので、各自治体が混乱することのないように、各地域の実情に応じて柔軟に対応できる旨の方針を示していただきたいというふうに要望させていただきます。

○無藤会長 わかりました。

では、坂本委員、高橋委員とどうぞ。

○坂本委員 公益社団法人全国保育サービス協会の坂本でございます。

放課後児童クラブの報告書10ページで、「開所時間については」と記載されている点について、保護者のニーズだけに焦点を当てるのではなくて子どもの生活の保障という観点から、夕方の一定時間からは子どもが自分の家で過ごすことができる保障を考えていただきたい。そのためには、一時預かり事業の訪問型についてはベビーシッター育児支援事業の現在の対象と同様、小学校3年生までにしていただくようお願いしたいと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、高橋委員お願いします。

○高橋委員 ありがとうございます。これから省令上の基準になるということで、要望として1点述べさせていただきます。

12ページで、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携が書かれているわけですがけれども、私たちとしては放課後児童クラブと放課後子ども教室は役割が違うのではないかと考えております。放課後児童クラブは生活の場であり、子どもたちの健全な育成を図る場、それとともに居場所ということで存在していると思っております。

このことから、子どもの居場所という点に限っては共通ではありますけれども、放課後子ども教室との連携については役割が違うということ踏まえた上で、今後のことを考えていただきたいというところでございます。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、榊原委員どうぞ。

○榊原委員 2点です。1点が、次世代育成支援対策推進法の10年の延長を図っていただくことになったことは歓迎します。ありがとうございます。次世代育成を図っていくためには今度の子ども・子育て支援新制度だけでは足りず、事業主、企業の次世代育成への積極的な取り組み、参加が欠かせないので、ぜひいい取り組みにしていっていただきたいと期待しています。

もう一点が、放課後児童クラブの件です。従事する者の有資格についてどのようなものを認めていくか、引き続き検討が必要であるとされているところに1点お願いです。その資格のチェックであるとか研修であるというだけではなくて、資格のない人の洗い出し、スクリーニングということもやっていっていただきたい。とりわけ、児童性愛者についての警戒感が日本社会ではまだまだ足りないと思っております。性被害や児童ポルノによるさまざまな被害ということが、インターネットの世界などで大変日本でも深刻になっていま

すが、表面化していないこともたくさんある。その点の取り組みが社会全体でおくれているということが国際社会からも指摘されています。

例えば、オーストラリアなどではボランティアでも子どもにかかわるような仕事をする、かかわりをする人は、国が発行する小児性愛者でないというような認定を受けた認定書をきちんと持っていて、それは1年有効らしいのですけれども、それを持っていないと子どもに接することができないというぐらい社会全体で警戒している。そのカードを私も見せてもらったことがあるのですけれども、小児性愛であるとか、または暴力行為といったようなところの失格者のスクリーニングもぜひ入れ込んでいていただきたいというお願いです。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、松田代理人をお願いします。

○松田代理人 ありがとうございます。放課後児童クラブの報告書について、どうもありがとうございます。なかなか議論が見えにくいところで、難しいところを検討されているのではないかなと思っていました。先ほどの柏女委員の意見、メッセージでも、この世代のところが余りにも貧弱であるというところについてはとても賛同いたします。

7ページに「子どもの視点」を大切にというふうに書いてありますし、そこをきちんと進めていただきたいということと、視点を大事にするだけではなく、実際の現場では子どもの意見を丁寧に拾える運営にしていきたい。もしくは、それを聞き取れる職員の資質に関する研修をぜひとも入れていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、吉田委員をお願いします。

○吉田委員 放課後児童クラブのところでは1点あります。

預かり時間の関係で、保育所とばらつきがある場合があるので、そこはしっかりと連携して、例えば7時ならば7時という形でそろえるということをしていただければうれしいと思います。うちの娘も今、学童に行っていて7時まで預けているのですけれども、うちの場合は7時までパパは来なくていいからといつも言っているぐらい学童がすごい楽しみで通ってくれていて、そういう環境が非常にありがたいと思いますので、預かり時間について保育所としっかりと連動していただけたらうれしいということが1点です。

あとは、次世代育成法についてですけれども、この子ども・子育て会議の場でもやはり働き方の問題について再三意見があったところだと思いますが、根本的には労働基準法や育児介護休業法をもっと改正・充実させていくということが大事だと思います。もちろん、この次世代法がさらに10年延びるというのは非常に評価したいと思います。

その中でも、中小企業はやはり育児休業を取れなかったり、労働環境が厳しかったりしますので、そこら辺のしっかりと充実したところをうまく盛り込んでいただければいいかなと思っておりますし、そこは多分入っていると思いますので期待したいと思います。

あとは、経済的インセンティブをやはりしっかりつけないと、ここで企業が取ろうという積極的な動きが出てこないと思いますので、それは労使で話し合う中でちゃんとくるみんを取ったり、そういうことをやっていく動きが出てくればいいと思います。

その中でも、やはり経済的なインセンティブが一つの動きにつながっていきますので、積極的に検討することが適当であるということで1点質問ですけれども、これは法律施行と同時に決められることなのか、またはそれとは別に決められることなのかということをお伺いできればと思いますのでお願いします。

○無藤会長 ありがとうございます。あとは、よろしいでしょうか。

それでは、御質問もありましたのでよろしいですか。

○定塚総務課長 次世代法の経済的インセンティブということにつきましては、現在、次世代法に基づき、くるみん認定を取った企業には、減価償却の特例という税制上の優遇措置がございます。こちらは今年度末で切れるというものだったのですが、先日の税制大綱のところで1年延長ということで延びましたので、まずは最低限のインセンティブは確保できたと思っております。

ただ、さらに税制優遇を充実するという要望を出していたのですが、こちらのほうは今回認められなかったもので、また、今後何らかのインセンティブ拡充策ということを引き続き考えていきたいと思っております。

○為石育成環境課長 放課後につきましてはの御意見をいただきましてありがとうございます。

1点、放課後子ども教室と放課後児童クラブについて、役割は確かに違うところがございます。ただ、子どもが一体的に遊ぶという環境、地域の子どもが一体になって過ごすということは非常に重要なところがありますので、今後も文科省と連携をしながら、その部分について例えば参考となる事例を提示していくとか、そういうような形での取り組みについても進めていきたいと考えております。

また、研修、それから保育所との連携と職員のチェック体制のことですが、地域の実情に応じたものとなるように御要望を受けておりますので、そういった要望を踏まえながら今後ガイドライン、あるいはその運用の中で進めていくことを検討していきたいと思っております。

特に、小1の壁といわれます保育所の開所時間と放課後児童クラブの開所時間の延長の関係につきましては、従来から開所時間の延長について補助金を出しながら延ばしてきておりますが、保育所が8割、児童クラブが6割ということでまだ追いついていないところがございますので、こういった面も今後予算等を含めまして検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○無藤会長 よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、今日のところはここまでとさせていただきます。次回の日程につきまして事務局からお願いいたします。

○長田参事官 次回でございますが、本日と同様、子ども・子育て会議、親会議と基準検討部会との合同会議というような形で開催をお願いしたいと思っております。

日程につきましては、12月26日13時半からの約3時間を予定しております。よろしくお願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは、「第9回子ども・子育て会議、第10回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議」を終了いたします。お疲れ様でした。ありがとうございます。

～ 以上 ～